

目次

はじめに	一
第一章 前橋藩松山陣屋の概要	三
一、松平大和守の前橋帰城と松山陣屋建設	三
二、松山陣屋の着工と仮役所の開設	三
三、陣屋用地の確保と商人からの冥加金	六
四、組合村による陣屋普請	七
五、幕末動乱期の陣屋構造	八
六、土木工事の状況	一〇
七、突貫工事から陣屋開設まで	一一
八、松山陣屋についての検討課題	一二
第二章 松平大和守について	一四
第一節 松平大和守の系譜と歴代藩主	一四
一、松平大和守の系譜	一四
二、度重なる転封	一四
三、前橋への転封	一五
四、川越城入封、分散する所領	一六
五、八代斉典の藩政	一七
第二節 十一代藩主直克	一八
一、直克の藩主就任	一八
二、軍政改革の推進	一九
三、藩の財政状況	一九
四、前橋城再築・帰城	二一
五、幕政への参画	二三
六、恭順論の展開	二五
七、明治政府のもとに	二六

第三章 松山陣屋についての考察	二七
第一節 松山に陣屋が置かれた背景	二七
一. 江戸期の武蔵国	二七
二. 松山の支配状況	二八
三. 幕末明治直前の前橋藩武蔵国の所領	三〇
四. 松山が陣屋地に決定した時期について	三三
五. 松山が陣屋地に選ばれた理由について	三六
六. 陣屋建設に領民の協力が得られた背景について	三七
第二節 陣屋開設から廃止まで	三八
一. 開設後の陣屋の動き	三八
二. 藩主直克の陣屋滞在	四〇
三. 松山陣屋の廃止	四〇

終わりに	四一
------	----

註	四二
---	----

幕末・維新の松山陣屋

はじめに

慶応三年（一八六七）八月、現在の埼玉県東松山市に前橋藩松山陣屋は開設された。川越藩主松平大和守が、百年の間居城していた川越から前橋に帰城するのに伴い、武蔵国には六万石余の飛地が前橋藩松平大和守の下に残ることとなった。藩の石高の三分の一以上を占める武蔵国の所領を統治するために、藩主松平大和守直克は、松山に陣屋を建設したのであった。

松山陣屋は面積約六万三千平方メートルと、幕末期にして最大規模の陣屋である。また、周囲を堀と土手で囲み銃隊を配備し砲台を設置するなど、行政機能だけでなく軍事機能をも備えた、風雲急を告げる時代を物語るつくりであった。現在の埼玉県域に、これほどの陣屋が置かれていたことを知る埼玉県民は、残念ながらさほど多くない。実は筆者自身も松山陣屋を知ったのは、昨年まで事務所を置いていた場所が松山陣屋の表馬場であったことを、地元の方から聞いたのがきっかけであった。幕末・維新の動乱期に、自らの足下の地で何が起き、先人達は何を思ったのか、史料から学びたいという思いで本稿を綴らせて頂くことにした。

松山陣屋については、陣屋の建設過程やその構造に関しては、地元の旧家や寺社が所蔵している史料があり、郷土史研究会によってまとめられている。他方、松山に陣屋が置かれることとなった時代背景や、地域の状況を踏まえた歴史研究は見当たらない。

松山陣屋に関する具体的な研究としては、松山陣屋研究会による『前橋藩 松山陣屋』¹が挙げられる。同書は、松山陣屋にゆかりのある旧家の方々が中心となって研究会を設立し、史料の発掘と解説、聞き込み調査を行ってまとめられたものである。東松山市が編纂した市史や、市が編集した概説書などにおける松山陣屋に関する記述は、基本的に同研究会の研究成果が元となっている。第一章では、こうした研究により明らかにされている点について整理するとともに、研究で紹介されている歴史史料をもとに再検討を行った。

第二章では、藩主松平大和守について記した。松平大和守は、初代直基から十一代直克までの間に、実に十二回もの城替えが行われた「引越大名」であるが、度重なる転封が藩の財政を圧迫していった経過など、史料をもとにまとめてみた。また、松山陣屋開設時の藩主直克の来歴を追うことにより、松山陣屋が置かれた時代背景や藩を取り巻く環境など

を知る手がかりとした。

松山陣屋については、建設というハード面に関しては、郷土史研究会や県・市史編さんによって明らかにされていることが多いのだが、松山が陣屋地に選ばれた経緯や陣屋開設後の行政機能などソフト面の史料は乏しく、先行研究も見当たらない。第三章では、これまで明らかにされなかった松山陣屋に関するいくつかの点について、筆者なりに考察を試みた。

本稿を記すことが、少しでも郷土の振興につながれば本望である。

第一章 前橋藩松山陣屋の概要

一・松平大和守の前橋帰城と松山陣屋建設

明治維新の前年である慶応三年（一八六七）一月、松平大和守は前橋に入城した。明和四年（一七六七）以来、百年の長い間居城していた川越から、以前の居城地であった前橋への帰城である。

松平大和守は、徳川家康の第二子秀康の五男直基を始祖とする十七万石の譜代大名であるが、江戸期を通じて実に十二回もの城地替え（うち転封十回）が行われている。川越藩主であったのは、五代朝矩から十一代直克までの百年であり、松平大和守にとって最も長く居城していた地が武蔵国川越である。その川越に前橋から入部となったのは、明和四年（一七六七）、五代朝矩の時であるが、これには、前橋城が利根川の度重なる洪水で城郭が崩壊し居住が危険な状況であったため、やむなく川越への移城となった経緯がある。藩主が川越に移った前橋は廃城となり、川越藩の分領となって衰退が進む中、前橋町民にとって藩主の帰城は悲願であり、また、松平大和守歴代藩主も前橋帰城への思いを持ち続けていたところ、文久三年（一八六三）十二月二十日、十一代直克による前橋城再築移城願いが幕府に許可された。幕末諸藩のご多分に漏れず、川越藩の財政は窮乏していたにもかかわらず、なぜ、藩主直克が城の再築移城という大事業を決断し、実現出来たのかについては次章に詳述するが、幕府からの許可が下りてから三年数ヶ月の歳月を費やして前橋城の再築を完成させたのである。

川越から前橋への移城に伴い松平大和守は前橋藩主となったが、武蔵国には比企郡を中心に、六万石余の飛地領が残されることになった。藩の石高十七万石のうち三分の一以上を占める所領が武蔵国に残されており、しかも飛地として広く分散していた。松平大和守は、これを統治するために慶応三年（一八六七）、陣屋を松山町（現在の埼玉県東松山市）に建設した。

松山陣屋については、陣屋の建設過程やその構造に関しては、地元の旧家や寺社が所蔵している史料があり、郷土史研究会によってまとめられている。次節以降では、先行研究によって明らかにされていることを整理するとともに、研究で紹介されている歴史史料をもとに松山陣屋建設とその構造について、再検討を加えることとする。

二・松山陣屋の着工と仮役所の開設

松山陣屋の建設は、慶応三年（一八六七）一月に前橋城が一応の完成をみて、間髪入れずに始まった。次の史料「松山陣営」は、昭和五十年代に東松山市浄福寺所蔵の題名のない留書の中から発見されたものであるが、陣屋建設にまつわる出来事が時系列に記されている。⁶

慶応三年卯丁正月下旬より周防候藩士追々川越へ到着、町屋借宅にて住居、正月廿八日城渡し、御上使土方兼三郎・間宮虎次郎也

二月三月中、駅内一同市ノ川・平・青鳥・石橋・唐子・柏崎之五六カ村へ藩

吏悉借住ス、三月中旬御堀并土手、近辺御領分惣人足にて五六日ニ出来上ル、

十六日ニ惣人足へ御酒頂載被仰付、大酔之上死没之者有と聞

慶応三年（一八六七）一月二十八日、松平大和守直克は前橋に去り、奥州棚倉藩から川越藩に転封となった松平周防守の藩士たちが一月下旬より順次、川越に到着している。二・三月中には、松山陣屋建設のために松山に来た前橋藩士たちが松山町とその近隣村に仮住まいし、三月中旬には、村々からの人足によって堀と土手が五く六日のうちに出来上がり、十六日には振舞酒で酔っ払い死者も出たようである。前橋藩武蔵国分領としての統治体制を急ぎ整える、あわただしい松山の様子が伝わってくる。

同年二月、松山陣屋の建設に先立ち、松山町に仮役所が設置された。「松山陣営」によると次の通りである。⁹

御政事役所…吉田七兵衛宅

郡代所（二月中より）、代官所、寺社役所、在方元々役所、郷目付役所…城恩寺

御勘定元々役所、元方役所、会所、御勘定所、御金役所、御蔵役所、御中間役所…妙光寺

御政事役所が置かれたのは、頭取名主惣代（松山町頭取名主）の吉田七兵衛の家宅であるが、それ以外の役所機能は松山町内の寺に分散して設けられた。

藩から派遣された役人たちは、松山町の名主宅や商家、寺、松山近在の村に次の通り分宿した。⁷

御年寄 安福宇右兵衛門…名主 小高喜左衛門宅

同	樋口三郎右衛門	..	下仲商家	野村惣七宅
奉行	笠原健兵衛	..	頭取名主	吉田七兵衛陰宅
勘定奉行	牧郡平	..	浄福寺	
作事奉行	深沢右口	..	上仲穀屋	伯耆屋仙太郎宅
銃隊頭	荒沼泉平	..	福聚寺	
士目付	宇多兵左衛門	..	観音寺	
会所目付	山崎治右衛門	..	真福寺	
物頭	平野予右衛門	..	石橋村	
同	永田予惣	..	平村	
同	飯尾園右衛門	..	柏崎村	

右のうち、物頭永田予惣の隊が平村（東松山市東平）に分宿したときのことを名主の竹内家が記録した史料が残っているが、これによると物頭の永田は村の寺に、それ以外の者は民家に、合計三十人が十五カ所に分宿している。他の藩士については不明であるが、他の村に分宿した物頭も同様であったのではないかと思われる。

藩から松山に派遣された藩士たちは松山陣屋が完成すると順次、前橋に引き上げたと思われる。平村の名主竹内家の慶応三年（一八六七）三月の文書によると、同家は「三月十五日に十五名に茶菓料として式朱進上、六月二十四日に八名に暑中見舞として式朱進上、九月三日に一人引越祝儀として式朱と半紙式帖、翌四年一月二日御年玉として半紙式帖に練羊かんを十三人に、一月廿七日に前橋へ引越に付祝儀として金式朱と半紙式帖を十一人に進上している」。物頭隊の大半は、慶応四年（一八六八）一月には松山を引き上げたと思われる。

年寄の樋口三郎右衛門は、同年六月、富津陣屋の事件の際、前橋から兵を率いて急行している記録があり、これ以前に前橋に引き上げていることがわかる。また、『前橋藩松平家記録』の慶応三年八月二日条には、宇多兵左衛門に交代し、小勝璘之丞に一年の松山詰が命ぜられていることが記されている。東松山市の石井家所蔵の「前橋藩陣屋付士族旧録改正高記録の書写」は、二百五十七人の松山陣屋付士族の新旧禄高が記されているもの写しであり、おそらく明治二年（一八六九）の版籍奉還時（前橋藩は六月十七日辞令）に作成されたものと思われる。この中には、「松山陣営」に記されている松山に分宿した藩士たちの名前を見いだすことは出来ない。

三・陣屋用地の確保と商人からの冥加金

武蔵国の六万石余もの飛地を統治するための陣屋はどの位の規模であったのか。松山陣屋の用地として召し上げられた面積について、いくつかの史料から知ることが出来る。

東松山市の石井家には、陣屋用地となった畑の絵図面が残されており、畑一筆ごとに百姓名、畑の等級、面積が記してある。これと共に保存されているのが、「御陣屋御取建に付御用地被仰付町役人持畑の分相除小前持畑の分へ当商人より出金余荷割渡請印帳」（慶応三年十一月）である。これは、陣屋用地として土地を召し上げられた小前百姓各々が、金の割渡しを受けたことの請印帳である。畑の等級と面積、それに対する割渡し金の額、これを受けた小前百姓の名前と印が、百姓ごとに記録されている。この請印帳の最初の部分には次の通り記されている。

御陣屋御用地

一 屋敷九畝廿六歩

一 上畑弍反七畝九歩

一 中畑壹町七畝歩

一 下畑四町六反七畝十六歩半

一 下々畑弍反弍畝廿五歩

反別

合六町三反四畝捨六歩半

此の見面

八町八反四畝四歩半

陣屋用地は合計六町三反四畝捨六歩半であり、それに対する見面は八町八反四畝四歩半と記されている。¹³

この「見面」が何を意味するのか、『東松山市の歴史』では、見面は各々の小前百姓への割渡金を決めるために、畑の等級などを加味して算出された架空の面積であり、実面積は反別の六町三反四畝捨六歩半と説明している¹⁴。他方、『前橋藩 松山陣屋』では、見面を実面積と捉えている¹⁵。また、松山陣屋研究会の中島昭次氏は、反別は土地の正確な実面積ではなく、縄伸び分が含まれた見面が実面積ある、と説明している¹⁶。ちなみに、六町三反四畝捨六歩半は、現在の単位に置き換えれば六万二千九百三十平方メートルであり、八町八反四畝四歩半は、八万七千五百三十平方メートルである。

陣屋用地の面積について、もう一つの史料がある。「武蔵国比企郡松山町明細帳」は、明治三年（一八七〇）九月、松山町より明治新政府の民政裁判所に提出されたものであるが、「慶応三卯年御陣屋敷成引」としてその面積は六町三反四畝捨六歩半と記されている。²⁹「公式的」な松山陣屋の面積は、六町三反四畝捨六歩半、すなわち六万二千九百三十平方メートルということになるうか。

陣屋用地として畑地を召し上げられた小前百姓に割当てた金は、どのように工面したのだろうか。やはり石井家にある「御陣屋御取建に付御用地余荷出金名前帳の写」（慶応三年十一月）は、陣屋用地として土地を召し上げられた者に対して、町方商人が冥加金を出した記録であり、七十七人の松山の町方商人各人の名前と金額が記されている。³⁰

町ごとの内訳は、上町十人二十五両、上仲町十二人四十四両、下仲町二十一人三十九両、下町十六人十八両三分、横町十七人二十五両、元宿一人一両三分と永百文、合計百五十三両二分と永百文となっている。

陣屋用地を提供した者の中には、小前百姓だけでなく、頭取名主の吉田七兵衛他村役人七人が含まれおり、その面積は見面で一町一反六畝四歩と陣屋用地の十三％を占めているが、町方商人から出された冥加金が割当てられたのは、小前百姓のみであった。³¹こうして、松山陣屋の用地確保は、自発的がどうかは別として、町方商人の金銭提供と、名主ら村役人の無償の土地提供という協力によって行われた。

四・組合村による陣屋普請

慶応三年（一八六七）二月、前橋藩武蔵国領の村を代表して、十の組合の頭取名主が連名で、陣屋普請の土方人足を全ての村から無賃手賄いで出したい旨、藩の代官役所と郡代役所に対し、願書を差し出している。「年来之御恩沢奉報度」と願書では述べているが、これが真意なのか、人足の無償奉仕を願い出た経緯はわからない。松山陣屋に先立っての前橋城の築城普請は、前橋藩領の村の人足無償奉仕で行われたことを踏まえて、松山陣屋の普請についても村からの人足奉仕が求められることを見越したのかもしれない。

陣屋普請の無償奉仕の願書に次いで、頭取名主から郡代役所宛に「御陣屋御普請土方其外心得書」（慶応三年二月）が出されている。³²雨風が凌げる最低限の人足小屋、町村役人の控え所、御法度の制札、掟書の作成と名主への下げ渡しなど、普請を取りまとめる立場の名主らから代官所への要望書と言ってよいだろう。

同年三月、工事を始めるにあたって郡代役所は、村役人と村からの人足が守るべき箇条を発している。³³始業・終業時間、休憩の合図、飲酒の禁止、けが人が出た場合の対応など、

子細に示されており、現代で言うところの労務規定のようなものである。

組合村が行った普請については、東松山市の石井家が所蔵する文書によってその詳細が明らかにされている。慶応三年四月、各組合の頭取名主十一人の連名で、普請の内容と規模、各組合の担当工区、工区ごとの普請に要した延人足数を記した「御陣屋御普請土居其外出来形帳」(慶応三年四月、以後「出来形帳」とする)を、前橋藩の郡代役所に提出しているのだが、同文書は、藩代官役所に届けられた写しである。²³なお、前橋藩武蔵国領の改革組合の数は十組合であるが、そのうち川島組合は飯島と宮前に分けて頭取名主が二人いるので、頭取名主は十一名となっている。「出来形帳」とは、前もって藩の承認を得た見積りの通りに普請をやりとげたという報告であるが、実に詳細に記されている。

ところで、これら組合村の性質についてであるが、幕府の文政改革による改革組合村が基礎となっていることを指摘しておく。第三章で詳述するが、文政十年(一八二七)から幕府が推し進めた文政改革では、川越藩においては、藩の裁量で組合編成を行える手限組合が認められた。時の川越藩主、松平大和守八代斉典は、領内を十組合に分け、各組に頭取名主を任命して、治安取締り・経済統制・触の伝達・訴訟の調停や取次夫役の割当にあたらせ、地方支配を強化した。²⁴文政期に編成された改革組合村は、武蔵国川越藩領とその近隣地域においては、藩領の村替えなどに応じて組み替えが行われながらも、幕末まで機能し続けたのである。²⁴

五・幕末動乱期の陣屋構造

「出来形帳」の詳細を見る前に、まず、陣屋の構造について史料から確認していきたい。

図1は、東松山市の岩倉家所蔵の「土居縄張図、陣屋出来形図、正間杭打渡図」²⁵を基に松山陣屋研究会が作成したものである。現在の陣屋跡地(図2)と共に見ていくと、内陣屋の地域は、現在の武蔵野銀行東松山支店を起点に、南北は東松山市役所東端まで、東西は八幡神社まで、おおよそ二百メートル四方の正方形である。現在の武蔵野銀行東松山支店あたりが約五十メートル四方の広小路となっており、その北西位置の橋を渡ると表門、中に入ると北に御殿、さらに役所が配置されている。その他、家老、町在奉行から小頭まで藩士の屋敷など、合計二十三の建物があつたが、それだけでなく、内陣屋には、銃隊や遊隊・小遊隊、北東隅に砲台、南西隅に大砲置場、その西に突出した約二千平方メートルの所(現在の八幡神社)に鉄砲場が配置されている。松山陣屋は、藩の行政機関支所としての平時の陣屋構造ではなく、軍事機能を兼ね備えた幕末動乱期の情勢を反映した構造となっている。

図1…松山陣屋の配置図〔前橋藩 松山陣屋〕二四頁から転載)

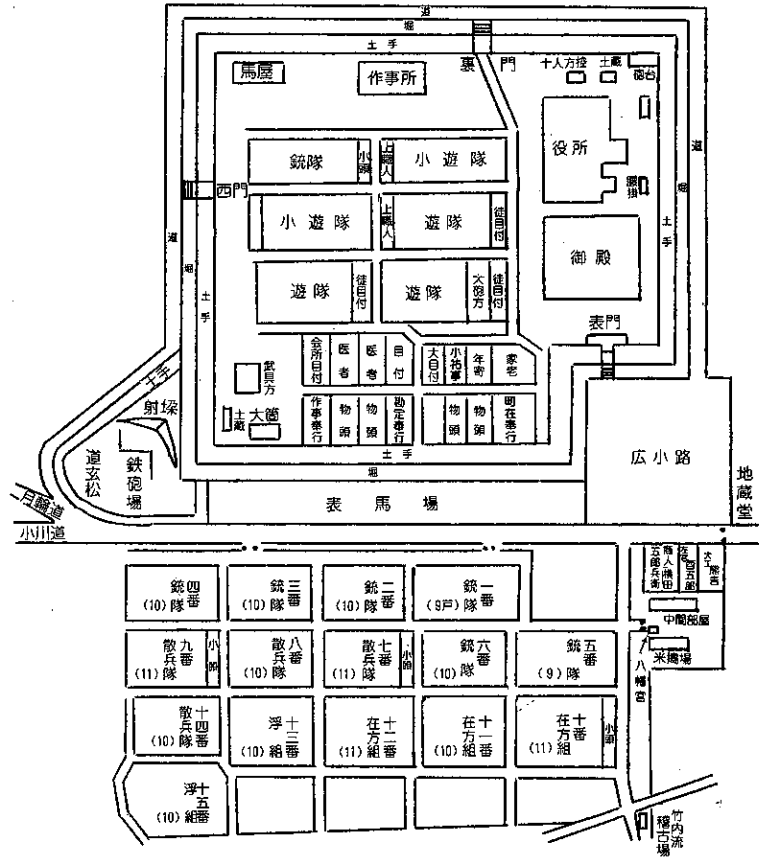
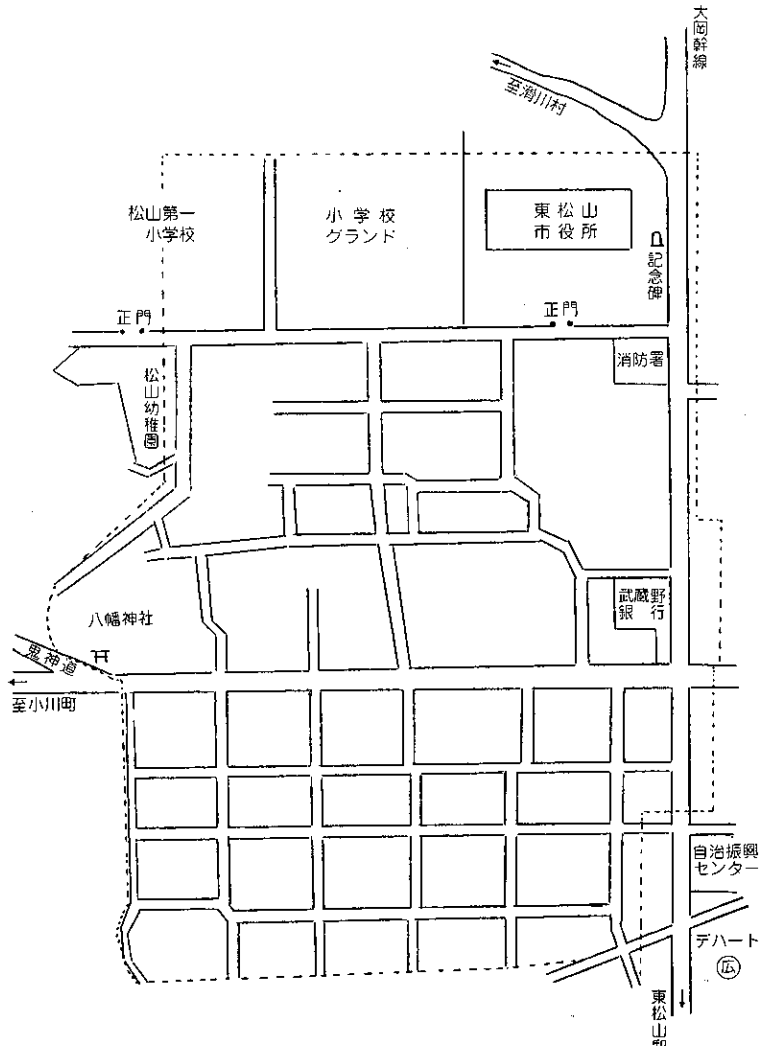


図2…松山陣屋跡〔前橋藩 松山陣屋〕二五頁から転載、陣屋跡地点線内)



内陣屋は、幅約八メートル高さ約二・七メートルの芝土手と、その外側に幅約七メートルの堀がめぐらされていた。土手の構図については、上長湊村（青梅市）旧名主・中村家所蔵「松山町御陣屋御普請出方一式帳 護胸壁全図 上長湊村」（慶応三年）に断面図が記録されている。

また、広小路、表馬場、鉄砲場に沿って陣屋内を横断する道があるが（現在の小川道）、これを挟んだ南側の一帯が外陣屋であり、藩士の長屋が並んでいる。十九棟の長屋で合計百五十二戸の造りとなっている。表馬場は、長さ約百六十メートル、幅約十二メートルであった。

六・土木工事の状況

以上の松山陣屋の構造を踏まえた上で、「出来形帳」の記載を見ることとする。まず、内陣屋を囲む土手の築造についてであるが、組合村の石高に応じて、組合ごとに工区を割振って分担している。これに、要した人足は延べ二万百十五人八分五厘である。例えば、上広瀬組合が担当した一番の工区の土手を盛る工事について、次のように記載されている。

26

老番

表御門西之方

一土居長七間六寸 但築止長五間五尺老寸

上広瀬組合

平均高五尺

敷四間半

馬踏式間五尺

内外曲尺勾配

御門之方小口五分勾配

此土捨九坪七分五厘

胸壁長同断

但高外三尺

内四尺

敷老丈老尺

馬踏七尺

内式分五厘勾配

外曲尺勾配

此土五坪壹分五厘

合土貳捨四坪九分

此人足百九捨八八八分 但老坪

捨貳人

その他は、小土居の築造で、延べ人足は百九十九人五分である。これは、内陣屋の土手に添って作られた土居と思われる。²⁵また、内陣屋の南西にある鉄砲場玉除土居の築造などは、鎌形組合が単独で担当している。開発と記された工事は九組合が分担し、延べ人足は五千九百三十人五分四厘が要されているが、工事内容の詳細は不明である。さらに、内陣屋・外陣屋の建物を建てる場所の整地についても組合が分担して行っている。普請に従事した人足は延べ三万五千五十六人九分とされている。

「出来形帳」の最後の部分には、全ての村が無賃奉仕した人足を、一人足一日あたり銭五百文で換算した場合の総額がしっかりと記されている。²⁶

(付せん)

一 此余荷銭壹万五千五百貳捨八貫四百五十文

兩替七四切

為金貳千九捨八兩壹分貳朱

錢四百七十貳文

但老人二付

錢五百文

後述する通り、幕末期の松平大和守は、積年の借財が積み重なり、窮乏を極めていた。前橋藩松平大和守にとって松山陣屋の建設は、武蔵国の領民の資金と労力の提供抜きには考えられない事業であつただろう。

七・突貫工事から陣屋開設まで

松山陣屋の建設は、基礎工事から建物完成まで、半年余の期間で行われた。約六万三千平方メートルの敷地に四十棟を越す建物を建設する大型事業であるが、まさに突貫工事である。既出の「松山陣営」には、この間の様子が年月を追って記されている。

組合村の人足無償奉仕による土手の築造や整地については、「三月中旬御堀并土手、近辺御領分惣人足にて五六日ニ出来上ル、十六日ニ惣人足へ御酒頂載被仰付」とあり、なんと

三月中旬の五、六日で終えている。²⁹既に述べた通り、工事に従事した人足は延べ三万五千十六人九分であるから、一日に五千人から六千人の村人が、陣屋用地で工事にあたっていたことになる。当時、千六百人余の人口³⁰の松山町にとっては一大事である。

次いで、建物の建設については、「五月中、外長屋出来、銃隊先移次御組追々引移、盆前大概遷已、御門外御長屋、盆後より八月中迄二不残引移、八月十日十一日二諸役所引移也、御棟上八月廿七日を期ス、雨天にて晦日ニ儀式相済」とあり、盆前の八月十一日には引越が済み、三十一日には上棟式を行っている。陣屋の建設には、武蔵国領内の藩有林（大里郡和田村、比企郡福田村・月の輪村・上唐子村・神戸村）の材木が使用された。³¹なお、建物の建設については、誰によりどのように行われたのか、史料が残っておらず、不明である。

陣屋が出来上がった慶応三年（一八六七）八月二十七日、前橋藩は、前橋城の築城および松山陣屋の建設に貢献した松山町役人に対して褒賞を行った。³²同年九月上旬の数日間、武蔵国領内の各村から村石高百石につき一人の割合で陣屋に呼ばれて祝酒が振る舞われた。

33

こうして松山陣屋は、村人や町方商人の協力を得て完成をみたのだが、開設されたわずか一ヶ月半後の慶応三年（一八六七）十月十四日、十五代将軍徳川慶喜は大政を奉還する。

明治二年（一八六九）の版籍奉還を経て、明治四年（一八七一）七月十四日、廃藩置県により、松山陣屋は前橋県松山出張所となる。

八・松山陣屋についての検討課題

以上、江戸期最後にして最大規模の陣屋である松山陣屋について、先行研究によって明らかにされていることを整理するとともに、研究で紹介されている歴史史料をもとに松山陣屋建設とその構造について、再検討を行った。既に述べた通り、松山陣屋については、陣屋建設やその構造に関しては、地元の旧家や寺社が所蔵している史料があり、郷土史研究によって明らかにされていることが多い。

松山陣屋の建設は、慶応三（一八六七）一月、前橋城が一応の完成をみて、藩主直克が帰城したその直後から始まった。本城の再築という大事業の後、休む間もなく前橋から藩士が続々と松山に入り、松山とその近隣の村に分宿し、陣屋建設と並行して、頭取名主宅や寺社に設置された仮役所で役所事務が行われていたことが史料からわかる。約六万三千平方メートルもの広大な用地の円滑な確保には、名主ら役人の尽力があっただけでなく、松山商人の金銭的協力が功を奏したことが、商人からの冥加金を土地を召し上げられた小

前百姓に割当てている記録からみてとれる。陣屋普請については、領内の十の組合村が申し出て、無賃手賄いで人足を出している。既出の「出来形帳」には、普請に従事した人足は延べ三万五千五十六人九分と記されており、土手の築造や整地をわずか五、六日で終えている。陣屋の構造については、松山陣屋研究会による関係史料の解説や図面の描き起こしによって明らかにされていることは既述の通りである。周囲を掘と土手で囲み、砲台や銃隊を設置した動乱期を思わせる造りである。本章では、こうした先行研究の成果について、歴史史料をもとに再検証を行った結果、おおむね妥当であることを指摘した上で、次の二点について補足しておきたい。

一つ目は、陣屋用地の面積についてである。「御陣屋御取建に付御用地被仰付町役人持畑の分相除小前持畑の分へ当商人より出金余荷割渡請印帳」では、陣屋用地は合計六町三反四畝捨六歩半であり、それに対する見面は八町八反四畝四歩半と記されていることから、陣屋面積について陣屋用地説と見説と、二つの異なる解釈がなされているのに対し、本章では、先行研究とは異なる史料があることを示したことである。すなわち、「武蔵国比企郡松山町明細帳」には「慶応三卯年御陣屋敷成引」としてその面積は六町三反四畝捨六歩半と記されている点についてである。

二つ目は、陣屋建物の建設についてである。先行研究では、基礎工事については組合村の無賃手賄いであったことが明らかにされているが、建物の建設については誰がどのように行ったのか示されていない。この点について、あらためて史料を検証し、また、新たな史料を探したが、手がかりとなるものを見出すことが出来なかった。今後の研究課題である。

以上、述べた通り、松山陣屋については、陣屋の建設過程やその構造に関しては、地元の家や寺社が所蔵している史料があり、郷土史研究会によってまとめられている。しかしながら、松山陣屋をめぐっては、その歴史的背景についての先行研究が見当たらない。そもそも、松平大和守が武蔵国の飛地を統治するにあたり、なぜ、松山を陣屋地に選んだのか、そしていつ、松山に決定したのか、また、このような大規模な陣屋を半年余で完成させることが出来たのはなぜか。陣屋建設の背景にある歴史研究はこれまで行われていない。次章以降では、松山陣屋の建設とその構造についてこれまで明らかにされてきたことを踏まえながら、藩主の動向を含めた幕末の時代背景や、武蔵国の歴史に視野を広げた考察を試みることにする。また、幕末・維新の動乱期に、わずかな期間ではあるが武蔵国に設けられた陣屋がどのように機能したのか、陣屋開設以降の史料が乏しい中ではあるが、あわせて検討を加えることにより、松山陣屋の研究を深めていきたい。

第二章 松平大和守について

前章でみてきた通り、松平大和守は、前橋城の再築と帰城、それに伴い武蔵国に残された飛地統治のための松山陣屋建設という大事業を、幕末の動乱期に決断し成し遂げている。本章では、松平大和守について、その系譜や歴代藩主について、度重なる転封と所領の移動を中心に述べるとともに、前橋帰城を果たし松山に陣屋を建設した第十一代藩主直克の藩政や、幕政への関わりなどについて明らかにしていきたい。

第一節 松平大和守の系譜と歴代藩主

一、松平大和守の系譜

松平大和守は、徳川家康の次男秀康（二代將軍秀忠の兄）の五男直基を始祖とする、徳川家の庶流である。秀康は、天正二年（一五七四）二月八日、家康の側室菊子の子として生まれた。同十二年（一五八四）、小牧長久手の戦の戦後処理として羽柴秀吉の養子となり、羽柴三河守秀康と称したが、秀吉の小田原征伐後、秀吉の命により、天正十八年（一五九〇）、下総国結城家の養子となり、結城家を継いだ。その後、関ヶ原の戦いの功勞により家康から命じられて、越前国六十七万石に報ぜられ、慶長五年（一六〇〇）松平姓に復した。秀康の養父にあたる結城晴朝は、関東八家の一つとされる名門の結城家が途絶えることを恐れ、慶長九年（一六〇四）に生まれた秀康の五男直基を引き取って結城家の跡目とし、結城家代々の宝物などが直基に引き継がれることとなった。その直基も寛永三年（一六二六）、大和守に任ぜられ松平姓に復したのであるが、松平大和守は別名、結城松平とも称せられる所以がここににある。³⁴

二、度重なる転封

松平大和守は、初代直基以来十一代直克までの間、十二回もの転封を行っている。（表1）歴代藩主の中でも二代直矩は、藩主在任の四十七年間で五回の転封を命じられている。

直矩は慶安元年（一六四八）、父直基の死去により七歳で家督を継いだ。西国の外様大名を押さえる要地である姫路藩主は七歳の幼主では務まらないとの理由から、慶安二年（一六四九）六月、播磨姫路より越後村上十五万石に転封となった。以後、播磨姫路へ再度転封、豊後日田、出羽山形、陸奥白河と転封が繰り返される。松平大和守は、初代直基の越

在城の頃から、利根川の洪水による川欠により、本丸の住居が危険となり、本丸を放棄して三の丸への移転が決まっていた。松平大和守は財政窮乏の中、三の丸への居室移転工事を行ったが、利根川の川筋まで変えることは出来ず、ついに三の丸の居室さへ危険な状況となった。加えて、宝暦六年（一七五六）五月、明和四年（一七六七）四月と、二度の大火事で城下は致命的な被害を受けた。朝矩がいつ前橋城放棄を決断したかは不明であるが、かくして、移城の願いが幕府に受け入れられて、明和四年（一七六七）九月十五日、武蔵国川越への転封が命ぜられた。

既に述べた通り、五代朝矩が前橋に入封した時、藩財政は窮乏を極めていた。初代直基の頃からの度重なる転封は藩財政を圧迫し、姫路では、西国の要地を守る藩という立場からの臨時の出費と一揆の始末、そこに前橋への転封である。引越の道中費用は各自の才覚（借金）とし、「道中見苦しき分は、少しも御構いなく」、才覚出来ぬものは引越が遅れても差し支えないと、家中に達したほどであった。寛延三年（一七五〇）四月、勘定奉行が提出した一年間の臨時出費の目論見では、寛延元年（一七四八）以来の未払分及び借金の利息分を合わせて計三万九千九百四十六両一分が計上されている。そのうち、転封に当たっての借財利息だけで一万両程、その他の借財利息が九千両にも上っている。同年の藩經常収支では、米方十二万二千俵ほどの歳入で四百五十八俵不足、金方一万四千七百八十両の歳入で千四百五十七両一分不足となっている。プライマリーバランスも赤字、藩の財政規模に比して多額の借財を抱えており、財政は破綻していた。

四・川越城入封、分散する所領

松平大和守朝矩が、西の丸老中であった秋元涼朝に代わって川越に移城したのは、その発令が出た半年後の明和五年（一七六八）三月十五日であった。秋元涼朝の西の丸老中辞職・山形転封は、田沼意次との対立によるものであったという。この川越移城の際、武蔵国の秋元領六万石のうち、松平大和守に移された所領は三万石のみで、残りの三万石は山形に転封となった秋元氏に残され、山形藩の飛地となった。この時点で、十五万石の川越藩松平大和守としては、城付地の不足という問題が生じた。なお、藩主が不在となった前橋は、城は破却され、前橋分領となった。

城付地不足という問題を解消すべく、幕府に対して村替えを要請した結果、明和七年（一七七〇）四月、約四万三千石の村替えが行われ、川越藩松平大和守の武蔵国領は六万三千石余に増加した。さしかしながら、代知された村の所在を見ると、川越周辺の入間郡・高麗郡・比企郡ではなく、川越から離れた埼玉郡、大里郡・那賀郡・榛沢郡・賀美郡・児玉郡・

旛羅郡・葛飾郡並びに足立郡（この中では川越に近い方だが隣接とは言えない）となっており、城付地が増えたというよりはむしろ、武蔵国内に飛地領が増えたという方が適切である。また、前橋藩領として酒井氏から引き継いだ上総、常陸、下総、安房の飛地領の一部が上知されているが、一部は領地として残っており、川越移城により、領地分散が進んだといえる。

天明四年（一七八四）四月に行われた村替えでは、松平大和守の藩領は、武蔵国十二郡、上野国二郡、相模国六郡、安房国一郡、上総国一郡、近江国三郡と六国二十五郡にまたがり所領の分散はさらに進んだ。⁴¹このうち、前橋分領（上野国）は全村数の三十二%、実高（物成詰高）の四十三%を占め、川越藩の財政運営において重要な位置を占めた。藤野保氏は『近世国家解体過程の研究』において、「広域分散知行からくる分断支配は、統一的藩政の執行を不可能とし、財政窮乏を促進した」と指摘している。⁴²

五・八代斉典の藩政

松平大和守の川越藩時代について、『新編埼玉県史』では「藩財政の危機に直面しながら復興に最も力を注いだのは矩典である。のちに彼は將軍家斉の一字を賜い、名を斉典と改めている。」⁴³と、八代斉典を評している。斉典は、七代藩主の兄の直温の死後養子となり、文化十三年（一八一六）八月、遺領を継いだ。

斉典は、窮乏する藩財政の再建を試み、城下きつての大商人である横田家を五百石の士分勘定奉行格に任じ、藩財政全般を担当させた。それは関東の長者番付で横綱といわれた横田家に、窮乏財政を肩代わりさせるものであった。⁴⁴また、緊縮・儉約を奨励し、農政改革に着手し、荒廃した水田の回復を図り、川島の鳥羽井堤などを築造した。川越藩の藩校「博諭堂」が創設され、川越版日本外史が刊行されたのも斉典の藩政下においてである。

また、川越藩が江戸湾防備の重要な役割を担うようになったのも斉典の時代、文政三年（一八二〇）のことである。⁴⁵松平大和守は、寛政年間から相模国に所領があることから海岸警備に関わりを持っていたが、この年十二月、会津藩が財政不足から相模海岸の警備を解かれ、相模の江戸湾警備は浦賀奉行が担当することになったが、非常時には小田原藩とともに川越藩が軍勢を派遣する任を命ぜられたのだ。これにより、文化八年（一八一）に上知され会津藩領となっていた相模国一万五千石が再び川越藩の所領となり、替りに武蔵国埼玉郡・葛飾郡が上知された。以後、松平大和守は十一代直克の時代に至るまで江戸湾防備を担い続けることになる。もともと江戸湾防備は相当の出費を伴うため、藩の財政状態を悪化させる要因の一つであった。

文政十年（一八二七）七月、斉典には既に実子典常がいたが病弱を理由に、將軍家斉の二十四男で五歳になる紀五郎を養子に迎え、世子とした。⁴⁶これを機に天保十一年（一八四〇）五月、父祖の地である姫路への再転封を願ったが果たされず、次いで出羽庄内藩への転封を願い出て、同年十一月、老中水野忠邦より正式に庄内への転封の命を受けた。幕府はこれに伴って、庄内藩酒井忠器を越後長岡へ、長岡藩牧野忠勇を川越藩へ移すという、三方領地替えを示したのだ。財政窮乏の危機的状況を打破するために、飛地が散在する川越を離れたいという斉典の念願が叶い、藩では早速準備が進められた。しかしながら、藩主が変わることに対して庄内藩では前代未聞の領民による激しい反対運動が起き、ついに幕府も転封命令を撤回せざるを得なくなり、三方領地替えは中止された。⁴⁷川越藩は、これへの代償として二万石加増となり十七万石となった。この時、川越藩領となったのは、入間郡四村、高麗郡八村、比企郡二十二村、埼玉郡十一村、計四十五村である。⁴⁸武蔵国に限られているとはいえ、相変わらずの所領分散である。

以上の通り、松平大和守は、度重なる転封により財政が窮乏し、また、徳川家庶流の譜代藩ゆえ諸処の役割を担わされ出費がかさんだ。さらには、川越移城以降、幾度も村替えが行われたが所領の分散は一向に解消されず、そのことが藩の統一的な運営を困難にし、財政を一層圧迫させた。

第二節 十一代藩主直克

一・直克の藩主就任

松平直克は、久留米藩主有馬玄蕃頼徳の五男（第十三子）として、天保十一年（一八四〇）二月二十六日、江戸に生まれた。十代藩主直侯には嗣子がなく、六代直恒の五男の娘であり八代斉典の姪にあたる恵（のち幸に改名）を養子にもらっていた。文久元年（一八六一）十二月六日、直克は恵の婿養子となり、將軍家茂に謁見し、同年五月十一日、川越に初入城した。⁴⁹直克二十二歳の時である。前藩主直侯は、実は徳川水戸家からの養子であり十五代將軍慶喜の弟にあたる。⁵⁰松平大和守家は、二代続いて他家から養子を迎えて藩主としている。

直克が藩主となった川越藩は、難題に直面していた。一・財政破綻にある藩をいかに存続していくのか、二・譜代藩としていかに富国強兵を進めていくのか、三・内外不穏な情勢の中、沿岸警備など諸役をいかに遂行していくのか、四・懸案事項である前橋帰城が実現出来るのか。直克は家中一統に対し譜代の祖業を継承する決意を示すとともに、方針の一

つとして「武備充実」⁵¹を打ち出した。

二・軍政改革の推進

直克は、激動期の藩主らしくいくつかの藩政改革を目指すが、最も成果を挙げたのは軍政改革といえよう。直克は彼の藩政において一貫して軍政改革を推進した。まず行つたのは、遊隊・小遊隊・銃隊の設置である。文久二年（一八六二）十一月二十一日、大小役人などの下級藩士層を、従来の筆算役にとどめずに武事に携わるよう通達を出している。⁵²つまり、藩の戦力増強である。次いで、元治元年（一八六四）八月の大砲組設置、慶応元年（一八六五）六月の大砲組拡充と西洋銃の採用を行ったが、これらは台場警備における銃砲の必要性に対応したものである。慶応二年（一八六六）には、水戸浪士追討戦の経験からさらなる西洋銃の採用と銃陣編成、また、同年正月二十九日には家中一統あげて軍事訓練を実施するという通達を出している。藩を挙げての軍備増強である。その後も銃陣編成と兵制の近代化を版籍奉還に至るまで続けていく。⁵³

これら軍政改革は一定の成果をあげたが、その中で実現に至らなかったのは農兵制である。『新編埼玉県史』では農兵について次のように説明している。「農兵とは、郷兵ともい、幕末期に、対外的危機に対する武備増強と百姓一揆に対応するため、豪農商層らが費用を分担し、村民の中で屈強な者を徴収したもので、幕藩権力から鉄砲などを貸与されたので、兵賊と違って積極的に協力する場合が多い。農兵設置の目的と契機は領主側にとつては封建軍隊の補強であり、豪農側にとつては治安維持・村落秩序の自衛にあつた。」⁵⁴ 次章で述べる通り、慶応二年（一八六六）六月、武蔵国では武州一揆が起きており、近隣の他領では豪農商層から、農兵設置願いが出されている記録もある。⁵⁵

川越藩では一揆が押し寄せて来た際、領内の村々から鉄砲の拝借願いが多く出されたが、農民には貸し出すわけにはいかなかった。この経験から、慶応二年（一八六六）八月に川越藩が令を出した農兵制は、農兵には苗字帯刀が許され、交代で川越に出て来て鉄砲の稽古をし、その間の手間は藩が支給するといった、⁵⁶村々の治安維持にも適うものであつたが、領内では長州征伐にかり出されるといふ噂がたち、農民の反対が激しく、農兵新設反対の一揆にまで発展したため、頓挫したのであつた。

三・藩の財政状況

前述した軍政改革と、その前提にある沿岸警備は、莫大な費用を要した。直克が藩主に就任した時、藩の財政はどうであつたらうか。まず、比較として文政六年（一八二三）の

藩財政収支を見ると、借財高は二十万五千六百両となっている。川越移城から転封もなく五十年余が経過した頃である。次に天保八年（一八三七）を見てみると、藩の借財は総額四十二万七千五百八十二両である。この時点で既に膨大な借財を背負っているが、嘉永七年（一八五四）、直克が藩主に就任する八年前には、借財高はさらに増加して、五十三万七千九百三両にも上っている。三十年で二・五倍強増加したことになる。また、同年の年間収入見積は三万七千九百六十七両であるから、年間収入の十四倍にあたる借財額である。いかに多額の借財を抱えていたかがわかる。

なぜ、これだけの借財となったのか。参勤交代などの諸役にかかる費用の累積、災害による凶作・飢饉、大火事など、諸藩大名共通の理由以外に、松平大和守特有の要因として考えられるのは、まず、初代からの度重なる転封にかかる費用である。前述の通り、前橋入封の翌年、寛延三年（一七五〇）には約四万両の新たな借財を計上している。内訳を見ると家中の引越料未払分三千八百両、転封に際しての荷物の輸送費五千五百両、転封にかかる費用に商人からの借財一万両など、約二万両が転封による借財である。こうした膨大な費用を要する転封を十一回も繰り返せば財政窮乏に陥るのは当然であろう。また、おびただししい領地の分散は、統一的な統治を困難にさせるだけでなく、藩の運営を非効率にさせた。分領に陣屋のような支所を置く必要が生じるだけでなく、人・物の往来にかかる経費も増大する。前橋から川越への移城によって、川越だけでは家臣への給米は足りず、前橋から輸送することとなったので、川越藩では、中山道から川越への藩道を開設し、輸送・宿泊の便も確保しなければならなくなったことなどはその一例である。

これに加えて、沿岸警備にかかる諸経費である。先に借財高を示した嘉永七年（一八五四）はペリーが浦賀に来航した翌年であるが、この年一月、ペリーが再来し、川越藩は相州・高輪を合わせて総計六万三千三十一人を動員している。天保八年（一八三七）と嘉永七年（一八五四）の借財内訳を比較すると、確かに相模借財の増加率が著しい。また、江戸借財が七万両余増と極端に増えているのは、この時の出費が影響していると考えられる。直侯が藩主の安政二年、『前橋藩松平家記録』六月二十日条には次のように記されている。

養祖父大和守、相州御備場御用引請被仰付候以来、莫大之用途ニ相成、其後養父誠丸、
内海御警備被 仰付、連々入用相重候

その後も藩の借財はさらに増え続け、明治四年（一八七一）の廃藩置県時の借財額は約六

十三万両にも膨れ上がっている。⁵⁹

四・前橋城再築・帰城

直克は、藩主就任一年後の文久二年（一八六二）十二月二十二日、老中水野忠精宛に前橋城の再築内願書を提出した。この時は採択されなかったが、文久三年（一八六三）一月と、同年七月二十八日にも城再築内願書を提出し、ついに同年十一月七日、老中水野忠精より前橋城再築と移城が内諾され、同年十二月二十日、正式に許可が下りた。実は、藩主に去られ衰退の一途を辿る前橋では、寛政期から町民を中心とした前橋城再築帰城運動が何度か行われていた。文化十四年（一八一七）には町人有志による帰城嘆願書が八代藩主斉典に差出されたが、城の再築には莫大な費用がかかるため実現し得なかった。前橋帰城は歴代藩主も持ち続けていた思いであった。

藩財政窮乏の折にもかかわらず、直克はなぜ、城再築・帰城という一大事業を決意したのだろうか。内願書には、帰城を願い出る理由として、一・前橋帰城の悲願が領民にあり、また、城地としても捨てがたい要地であること、また、先の廃城の要因となった河川についても利根川の治水事業が進み洪水の心配も無くなったこと。二・幕府によって参勤交代制が緩和され、富国強兵を固めることが要請されているが、川越では城地が狭く、十七万石藩として軍事訓練に専念することが困難であるが、前橋は軍事訓練には絶好の地であること。三・参勤交代の緩和によって節約でき、家中献金・領民献金などで資金調達の見込みがついたことをあげている。

しかし、内願書に記された表向きの理由以外にも、直克を帰城に踏み切らせる事情があったことが指摘されている。一つ目は、横浜開港による生糸の活況である。酒井氏時代から前橋はすでに製糸業が盛んであり、開港により需要が増加した糸値は急騰し、前橋には巨利を得る生糸商人が続出した。藩では、領内生糸商人の仲間をつくらせ冥加金を納めさせるなど、藩財政に寄与させる政策を始めていた。前橋を城下町として商人との結び付を強めることに、財政再建の活路を見いだそうとした、という説明が一般的にされている。⁶⁰事実、再築許可が下りる約一年前、文久三年（一八六三）一月にはすでに前橋商人百九十六人から計一万両近い献金が行われていることは、この説を裏付けるものである。

二点目は、所領の分散解消である。川越藩主としての百年の間、城替え無く所領が固定したかという点、むしろ逆であり、頻繁に行われる村替えの度に所領の分散が激しくなっている。（第二章第一節四、第三章表3・4参照）。江戸の後背地である武蔵国は、江戸幕府開設の頃から幕府直轄領や旗本領が多く、村替えの、言ってみれば数合わせには都合の

良い地域であった。このまま武蔵国川越城主でいても所領の分散が解消されないのであれば、七万六千石もの分領となっていた前橋への帰城を機に、前橋に所領を集中させようという目論みだという訳である。²²文久二年（一八六二）の内願書には、前橋城再築が成り、帰城が実現したあかつきには、川越城地として返納した所領をすべて前橋城地の方に替地として与えてほしいと、記している。「旧領も十二万石程御座候二付、十二万前後は城付二相成候様仕度」〔『前橋藩松平家記録』文久三年七月三日条〕と希望している。天保三年（一八三二）八月、前橋町民からの前橋帰城嘆願書には、明和度の前橋藩の城付地は十二万四千二百七十石であり、帰城して以前のような前橋城付地を復活させてほしい旨が記されている。²³前橋帰城は、そのこと自体に加えて、歴代藩主の積年の課題であった所領分散解消が意図されていたという説は、よく理解できる。

三点目は、沿岸警備の免除である。前述の通り、相模に始まり江戸湾台場などの沿岸警備は、川越藩の財政窮乏に拍車をかけた。『埼玉県史料叢書』の解説では、松平大和守が城地替えしたい理由の一つとして、「川越城に在城し続けると、外国船警備の名目で持ち出しが多くなり、藩財政の悪化が懸念される」ことをあげ、「実際、藩庁は天保十三年から嘉永二年までの八年間で、金八万八、〇〇〇両と米一万八、五〇〇俵余を抛出している」と指摘している。²⁴しかし、この説には疑問が残る。川越藩松平大和守が幕府の海防政策の一環に組み込まれたのは文政三年（一八二〇）、そして²⁵天保十三年（一八四二）から忍藩も新たに江戸湾警備を命ぜられている。確かに、川越藩、忍藩ともに江戸に隣接した武蔵国の雄藩である。しかし、その後の江戸湾警備の体制を見ると、弘化四年（一八四七）に彦根藩、会津藩が加わり、福井藩、松江藩、高崎藩、広島藩なども台場警備を命ぜられている。幕府から沿岸警備が命ぜられる理由は、城地と江戸との距離にあるのではなく、徳川将軍家あるいは時の幕府との関係の近さにあると考えるほうが妥当である。沿岸警備を命ぜられた当時、忍藩は奥平松平氏、彦根藩は井伊直弼、会津藩は会津松平氏、福井藩ならびに松江藩は越前松平氏、高崎藩は大河内松平氏である。居城が川越から少し離れた前橋に移ることが、沿岸警備の任を解かれる理由にはならないのではないか。なお、文久三年（一八六三）十月、川越藩は一番台場警備が免じられているが、これは藩主直克が政事総裁職という重責に新たに任命されたことと関係していると解釈できる。

城再築の資金の大半は、町在御用達ら商人からの献金で賄われた。前述の通り、城再築の許可が下りる前から既に一万百八両二分の献金が行われている。加えて、町在商人らから藩の見込みを上回る五万二千四百六十五両の才覚金が申し出された。これら才覚金は、本来藩の借入れであり返済されるべきものであるが、結局永上納とされ替りに名目だけの

知行が与えられた。また、蚕積金として二十一町から合計千三百両を上納させている。こうして再築のための献金は総額七万七千両余となった。城再築の労力については、村々が三軒に一軒ずつ毎日代わって労役に服することとし、年間延べ四十一万五千人余の人足を提供させ、町が人足代を出して雇い入れた人足を含めて四十四万人の動員を見込んで工事にあたった。城の用材は藩領赤城裏の根利山材を使用した。この伐採・搬出に六万八千人余の人足が計上された。財政破綻にある藩にとって、前橋城再築は、前橋領民の資金と労力無しでは全く実現されなかった大事業である。また、この領民総出の事業手法が、松山陣屋建設に踏襲されたといえよう。

こうして、前橋城再築は文久四年（一八六四）一月着工以来三年三ヶ月を費やして、慶応三年（一八六七）三月に竣工、先駆けての一月二十八日に、藩主直克の帰城に相成った。再築された前橋城の規模は、城郭総坪数十五万七千五百五十九坪の広大なものであった。

ところで、城再築のために集められた資金は、全て城再築に充てられたのだろうか。『前橋藩松平家記録』元治元年十一月二十二日条に興味深い記述が残されている。⊗

藩勝手向困窮二付、御本殿普請之義被差延、当暮一ケ年之所者右御本殿御入用金を以、是迄之御擬作ニ被居置

藩財政困窮に付き、本殿普請が遅れたとしても、築城資金を流用して、家臣への擬作を増やさずにこれまで通りに据置く、ということである。城再築のために領民から集められた資金が他に流用されたのかは不明であるが、『前橋市史』では、かなりの額が他に流用されたことは間違いないことを指摘している。⁶⁹

五・幕政への参画

文久二年（一八六二）十二月、直克は將軍家茂上洛中の江戸留守を命じられる。文久三年（一八六三）五月には、將軍上洛中の京都では攘夷派の行動が緊迫する中、御所守衛親兵の派遣が命じられ、また、先代から続いている江戸湾警備において川越藩は中心的な役割を担わされていた。同年八月には、幕府より江戸留守役をやり遂げたことの慰労をされている。直克は幕閣譜代藩として幕命に従って任務を遂行していたのだろう。

この時期の幕政状況を見ると、文久二年（一八六二）七月には、將軍後見職に一橋慶喜、政事総裁職に松平慶永が任命されている。直克の養父である松平大和守十代直候は一橋家の出であり慶喜の弟である。松平慶永は、直克からすれば本家越前松平の藩主である。こ

のような環境の中で、文久三年（一八六三）八月、八・一八の政変が起こり、幕政における直克の政治的地位が高まった。⁷²

文久三年（一八六三）十月十一日、直克は松平慶永の後を継ぎ政事総裁職に任ぜられた。同年十二月九日、公武合体制を固めるべく再度の上洛を目指していた將軍家茂に先立ち、直克は上京を命ぜられる。⁷³実はこれには、慶喜の推薦があつたのである。『維新史料綱要』文久三年十二月六日の綱文には「大將軍後見職徳川慶喜、政事総裁職松平直克の公武一和に関して幕府権威の恢復を意図しつつあるを憂ひ、前福井藩主松平慶永を招き、大將軍上洛前に直克の上京を促し、其所見を匡正せんことを議す。慶永、之に賛し、藩士中根鞞負「師質」をして、鹿兒島藩士小松帯刀「清廉」朝旨を以て直克に上京を命ずるの周旋をなさしむ。」との記録が残されている。慶喜の直克に対する認識は、自身と同様の思想の持ち主ということであろう。

ところで、慶喜の直克評に関する史料がある。『昔夢会筆記 徳川慶喜公回想談』は、慶喜が彼の晩年に、渋沢栄一らを相手に幕末・維新の出来事などを回想する談話集であるが、この中で慶喜は直克について次のように回想している。「松平大和守（直克）の政事総裁に任ぜられしは（文久三年十月十一日）、諸事予と同論の人なればとて、予が推薦したるがごとく稿本に記されたり（『続再絵夢紀事』によりて記せるなり）。大和守は予と同主義の人たるには相違なけれども、この任命については、別に深き理由はなかりしようなり。よくも覚えぬ。」⁷⁴

幕末の直克に戻ることにする。文久四年（一八六四）一月、直克は將軍家茂の上洛に共奉し、⁷⁵同年二月に参内し、五月一日には、従四位上に叙されると共に、横浜鎖港用向重立取扱に任ぜられた。横浜鎖港は、強硬な攘夷論者である孝明天皇の強い主張であつたが、幕府参与内では鋭く意見が対立していた難題である。直克は、朝廷および国外に対して幕府の立場を保持するためには、開港を長崎・箱館に限り、緊急に横浜を鎖港することがやむなき対応であることを強硬に主張し、元治元年（一八六四）六月三日には將軍家茂にも直接、鎖港断行を説いている。⁷⁶ところが、直克の意見は受け入れられず、鎖港よりも水戸浪士の追討鎮圧を優先すべきとの主張に押されてしまった。同年六月二十二日、直克は政事総裁職を罷免される。⁷⁶

直克はなぜ強硬に横浜鎖港を主張したのであるうか。前述の通り、前橋は横浜開港以来、生糸貿易で活況を呈し、前橋の生糸商人らの多額の献金があつたからこそ前橋城再築・帰城が可能となつた訳である。横浜を鎖港すれば藩領の経済は大打撃を受け、藩の財政回復を犠牲にすることになる。これには、我が藩よりも徳川幕府を優先させる強い譜代意識

の表れとの解釈がされているが、この時の直克の心境が記された史料を見出せない。相当の心の葛藤や動揺があったのではないかと想像する。

以後直克は、幕府からの招請にもかかわらず、幕政から遠ざかっていく。お台場二・五の警備、京都警備など藩としては幕命には肅々と対応し、直克自身は藩政に専念する。この間に、前橋城再築・移城、そして、松山陣屋の完成をみる。

六・恭順論の展開

慶応三年（一八六七）十月十四日の大政奉還から新政府誕生までの激動期、直克は再び幕政に関わるようになる。この間の出来事について詳述は省き、直克が慶喜恭順に関与していたことを裏付ける史料を紹介するに留めることとする。

慶応四年（一八六八）一月二十四日、岩倉具視は松平慶永に宛てた書簡において、前橋藩家老山田太郎右衛門と豆州葦山県附属の柏木総蔵が連絡を取り合っており、慶喜を引退させ謝罪の意を表し、徳川家名を存続させようと計画していることに言及している。さらに、「謝罪之道相立候へは、社稷の保存におもては岩倉殿死を誓て御請合」と決意を記している。⁷⁸⁾ 彼を受けた慶永は、同年一月二十四日、直克に手紙を送り、「慶喜が謝罪をすれば、兵乱も民の塗炭の苦しみも無く、国内の動乱は収まる」ことを説き、「慶喜の恭順に骨を折って欲しい」と激励している。⁷⁹

同年二月六日、慶喜は、直克と旧幕府会計総裁大久保忠寛を介して、朝廷への謝罪文を慶永に託した。⁸⁰ 二月十二日、江戸城を後にした慶喜は、上野寛永寺に閉居した。この時慶喜は、「閉居して朝裁を待つ」との奏上を、前名古屋藩主徳川慶勝と慶永、そして直克に託している。⁸¹

藩主就任以来からの直克の考えは、朝廷と協調することによる徳川幕府の存続であった。そして、大政奉還が行われたこのうえは、何とか徳川家を存続させたいとの思いで、慶喜恭順に尽力したのである。こうして、慶喜恭順に荷担した直克が、自身もまた新政府に対して恭順することは、彼にとって必然であったと考える。直克が新政府への態度を決めた時期について、慶応四年（一八六八）二月の上京の途上、名古屋にて東海道総督府の有栖川宮に遭遇し、その去就を問われ謝罪書を提出した時であるとの解釈がなされているが、⁸² 直克は、それ以前に新政府に従うことを決めていたと考えるほうが妥当ではないだろうか。東海道総督府の一件は、家臣を代理にして機嫌伺いをさせた対応の不備から来るものであり、幕閣譜代意識が抜け切れていなかったことの表れだったと考える。

直克は、慶応四年（一八六八）四月十日の朝廷への上書によって、徳川家の存続と徳川

家臣のために三百万石の所領安堵を嘆願している。徳川家存続のための慶喜恭順という考えのもと、直克の行動は一貫していると考ええる。

七・明治政府のもとに

慶応四年（一八六八）四月十日、前橋に帰国した直克は、二十九日総督官に恭順を示し、同年五月五日には東国鎮撫の任を願い出て、上野一円の鎮撫を命ぜられ、三国峠や戸倉において会津軍と交戦した。⁸³上総の所領、富津陣屋では、義軍と称した旧幕軍撤兵隊が押し寄せ、これを抑えきれず、同年閏四月、家老小河原左宮と白井宣左衛門が責任を負って切腹するという藩にとっては手痛い事件が起きたものの、肅々と明治政府の施政下に収まった。

明治二年（一八六九）三月八日、前橋藩は版籍奉還し、直克は六月に前橋藩知事に任じられて間もなく、富山藩前田利聲の二男を養子に迎え、八月十七日、隠居して家督を譲った。大名の称が廃されて華族と称し、松平大和守は伯爵となり、従四位と称された。新政府は年貢の徴収・藩兵（士族）の禄の負担、藩の借財の大部分を肩代わりすることとなった。この時の前橋藩の負債は六十二万五千七百十八円（両）であった。直克、明治三十年（一八九七）一月二十五日没。五十八才であった。⁸⁴

第三章 松山陣屋についての考察

松山陣屋の建設に関しては、地元の旧家や寺社が所蔵している史料があり、郷土史研究によつてまとめられたものも存在する。他方、松山に陣屋が建設されることとなった時代背景や、地域の状況を踏まえた先行研究は見当たらない。本章では、これまで研究されなかった松山陣屋開設にまつわるいくつかの点について、時代背景や地域の歴史や状況に視野を広げて研究するとともに、幕末・維新の動乱期に、わずかな期間ではあるが武蔵国に設けられた陣屋がどのように機能したのか、考察を試みることにする。

第一節 松山に陣屋が置かれた背景

一、江戸期の武蔵国

天正十八年（一五九〇）七月、北条氏を降した豊臣秀吉は、徳川家康に関東への国替えを命じた。同年八月一日、江戸城に正式に入城した家康は、関東の新領地を掌握するため、北条氏の諸城館に部将を配置し、知行分けを急いだ。慶長八年（一六〇三）、家康が江戸に徳川幕府を創設すると、江戸の後背地である武蔵国の政治的・軍事的重要性が高まった。幕府は広大な直轄領を武蔵国に有するとともに、その中から旗本への知行割を行い、寛永期の地方直しでは旗本の分散知行が進んだ。幕政機構が整備されると、岩槻、川越、忍など、武蔵国には幕閣や譜代大名の居城が置かれるようになったが、江戸期を通じて大名の異動が行われた。参勤交代が制度化されると、江戸屋敷の賄い料として諸大名に飛地領が与えられるようになった。加えて、享保期になると、田安・一橋・清水家の三卿領が置かれ、各家の武蔵国内の領地はそれぞれ一万石程度と規模は小さく、各地に分散されていた。また、三卿領ではしばしば当主が欠けることも起きた。⁸⁸

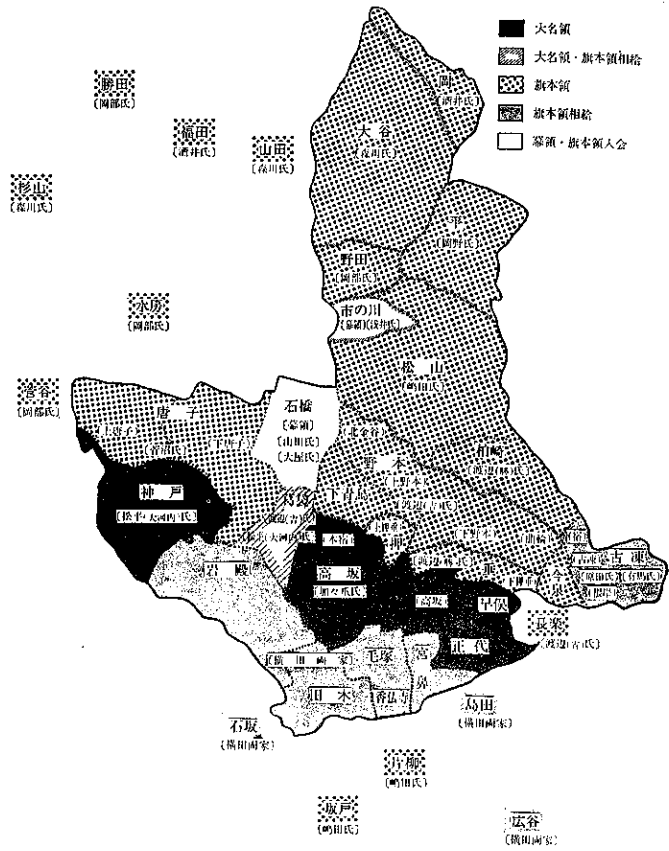
こうして、武蔵国は、幕府直轄領から大名飛地や旗本領、三卿領に知行分けされ、元禄年間の総村数に占める各々の割合が幕府直轄領五十二%、旗本領三十四%、大名領十四%であったものが、⁸⁹天保初年には、幕府直轄領二十五%、旗本領二十九%、大名領二十七%と変動している。これら所領は、知行替え、転封・入封、村替えなどが度々行われ、特に享保期以降は変動が激しく、かつ、小さな所領が数多く設定された。天保初年の武蔵国の村々の支配状況を見ると、一村全部が同一支配下にある村は全体の四分の三で、残り四分の一の村は、旗本領と大名領など、二つ以上の支配が入り組んだ相給となっており、なか

には、一村が十家の旗本に分割されている例もある。『藤野保氏は、江戸期の武蔵国について、「天領・藩領・旗本領が複雑に入り組み錯綜する典型的な非領国地帯が形成された」と指摘している。

二、松山の支配状況

『東松山市史』によると、「松山の名が歴史に登場してくるのは戦国時代からで、その頃関東は北条・上杉・武田などの名将が三巴の戦を展開し、松山城を中心にこの地方もしばしば戦下にさらされてきた」という。天正十八（一五九〇）年五月、松山城は、城主上田憲定が小田原城に籠城する中、豊臣軍の攻囲を受け、戦わずして開城し、無傷のまま家康に引き継がれた。家康は城分けにあたって、松山城を一族庶流の松平家広に与えたが、子の松山町は、鴻巣・小川道と川越・熊谷道の交叉する地で、既に宿と市の町場が形成されていたのであるが、江戸期の城下町になりそこねてしまったのである。『90

図3 寛永期の東松山市域村々知行割り『東松山市の歴史』中巻 三五頁 図三から転載)



家康の関東国替え後、現在の東松山市域は次々と徳川軍団の部将に知行分けされ、江戸時代を迎える。天領となったのは、市の川・古凍・石橋・神戸・葛袋・岡等、また、松山城のあった松山本郷も廃城後に蔵入地(天領)となっている。旗本領は、野田が岡野長十郎、野本・今泉・下青鳥が渡辺半蔵、押垂が渡辺彌之助、高坂・早俣・正代が加賀爪隼人正、宮鼻・毛塚・田木・岩殿が横田次郎兵衛、唐子が菅沼定吉、大谷が森川金右衛門、といった具合である。享保期には三卿の清水家領地が設定され、これら領主の移動も絶えず起こり、相給村も多く、細かく支配が分かれた状況が江戸中期まで続いた。松山城廃城後、幕府直轄領となった松山町は、寛永十八年(一六四一)、旗本嶋田氏の知行となった。

それでは、松山はいつ川越藩領となったのであろうか。『東松山市史』では、松山町が川越城主松平大和守の支配地となったのは、文化八年(一八一)としている。⁹⁵『新篇武蔵風土記稿』の記述を根拠とした説である。他方、『前橋市史』では『前橋藩松平家記録』などを史料とし、松平大和守の所領の変遷をまとめているが、これによると文政期(一八一八―一八三〇)の川越藩武蔵国所領には松山は含まれていない。⁹⁶

そこで、今一度『前橋藩松平家記録』の村替えの記録の中から、武蔵国比企郡に関するものを追ってみると次の通りとなる。川越城移城に伴う村替えは、明和七年(一七七〇)に行われ、四万二千八百十八石の大規模なものであったが、比企郡の村々は川越藩に編入されていない。⁹⁷安永三年(一七七四)と天明元年(一七八一)の村替えでは、武蔵国内の移動はない。天明四年(一七八四)の村替え後、勘定方から達せされた拝領高内訳によると、比企郡八カ村が川越藩の所領となっている。⁹⁸文政四年(一八二二)の村替えに先立ち、八代斉典が勘定奉行に提出した願書の別紙を見ると、代知された比企郡八カ村は、角泉村、釘無村、上格村、下格村、鳥羽井村、鳥羽井新田、西谷村、曲師村であったことがわかる。つまり、現在の東松山市域の村は編入されていない。次いで、文化八年(一八一)、相模の警備が川越藩から会津藩に変わったことにより、川越藩は大里郡・比企郡のうち一万五千石を与えられている。⁹⁹文政四年(一八二二)の村替えは、八代斉典が相模の江戸湾警備を命ぜられたことにもない相模国に一万五千石余の所領を与えられたものであるが、この時、上知されたのは、埼玉郡と葛飾郡の村々のみで、比企郡内の移動はない。¹⁰⁰天保二年(一八三一)の村替えでは、大里郡十カ村と比企郡の岡が上知されている。¹⁰¹天保三年(一八四二)には、庄内藩への転封が中止となった代償として武蔵国に二万石が加増され、入間郡四カ村、高麗郡八カ村、埼玉郡十一カ村及び比企郡二十二カ村、計四十五カ村が川越藩に編入された。¹⁰²天保十四年(一八四三)、沿岸警備による村替えでは、久良岐郡と比企郡に領地が与えられた。¹⁰³

このように、『前橋藩松平家記録』からは、文化八年（一八一）に松山が川越藩領になった可能性は否定出来ない。安政七年（一八六〇）三月五日、直克が将軍家茂から拝領した領地目録では比企郡の所領は松山を含む七十一カ村となっている。No.（表2参照）

表2.. 安政七年前橋藩所領（『前橋市史』第二巻 六四二頁 第五一表から転載）

第51表 安政七年前橋藩所領（日本林制史資料所収）

國名	郡名	村数	石高	%
武蔵國	入間郡	123	56,930.05889	
	比叡郡	20	9,207.88700	
	高野郡	71	29,131.32650	
	比叡郡	16	9,255.21726	
	比叡郡	4	823.15509	
	比叡郡	9	3,109.49140	
	比叡郡	4	542.13520	
	比叡郡	13	2,709.17997	
	比叡郡	7	1,487.00334	
	比叡郡	3	1,263.90465	
小計			114,459.35930	54
上野國	群馬郡	54	26,969.29140	
	群馬郡	13	6,407.68600	
	群馬郡	97	42,032.63787	
	群馬郡	2	672.37000	
小計			76,081.98527	36
上総國	望陀郡	64	6,681.34600	
	小計			6,681.34600
安房國	平房郡	19	5,088.23600	
	安房郡	15	5,490.67408	
小計			10,578.91008	5
近江國	野洲郡	2	1,723.54000	
	蒲栗郡	1	335.68100	
	蒲栗郡	10	2,986.91800	
小計			5,046.13900	2
表高			170,000.000	
物成新田	高田		24,125.41015	
	改代		18,196.66988	
	反別		525.65962	
	新田		139,952.52222歩	
総計			212,847.73965	100

三、幕末明治直前の前橋藩武蔵国の所領

松平大和守の前橋帰城により、武蔵国に残された前橋藩領については、史料によって村々の詳細や石高が異なっている。そこで、各々の史料について整理するとともに、その違いが何によって生じているのか、考察してみたい。

木村礎校訂「旧高旧領取調帳」No.1によると、幕末明治直前の前橋藩武蔵国の所領は、百三十五カ村五万六千七百二十八石となっており、前橋藩全石高の二十七・三%を占めている。その内、松山のある比企郡は最も多く、六十カ村二万六千七百二十石で、武蔵国所領石高の四十七・一%、前橋藩領全体の中でも十二・九%を占めている。（表3参照）

また、慶応四年（一八六八）三月に記録された松山小祐筆所「松山陣屋管轄御領分図」（東松山市松葉町高島家所蔵）No.1を見ると、武蔵国の前橋藩所領は、百六十三カ村五万五千七百三十六石、その内、比企郡は六十八カ村二万七千六百六十六石となっている。

他方、陣屋普請関係のいくつかの史料によると、前橋藩武蔵国の組合村の石高は六万一千八百二十二石と記されている。

まず、「御陣屋御普請土居其外出来形帳」には第一章で述べた通り、慶応三年（一八六七）三月に行われた陣屋地整地や築造工事の普請内容と規模、各組合の担当工区、工区ごとの普請に要した延人足数の見積りが子細に記されているが、これには、普請に従事した人足数は、「人足合三万五千五百九十九人」此割合高千石二付 人足五百式人三分六厘」とされており、領内十組合の石高が六万一千八百二十二石として計算されていることがわかる。108
 なお、この史料には村数の記載はない。

また、沼黒組頭取名主であった大河原家所蔵の「松山御陣屋高覚」、上長淵の頭取名主であった中村家所蔵の「御陣屋御普請請野帳」にも前橋藩武蔵国領内十組合の石高は合計六万一千八百二十二石と記されている。104

表3 幕末明治直前の前橋藩領の分布（『前橋市史』（前橋市）六四六頁 第五二表から転載）

第52表 幕末明治直前の前橋藩領の分布

国 別	郡 別	村 数	石 高		計
			石	村	
上 野 国	群馬郡	59	28,636.62236	210	88,900.84985 (44%)
	多摩郡	102	43,225.57977		
	佐波郡	2	672.37000		
	那波郡	15	6,460.50922		
	新田郡	21	6,971.68350		
	山田郡	1	97.74000		
	邑楽郡	10	2,836.14500		
武 蔵 国	多摩郡	13	2,709.17997	135	56,727.70013 (28%)
	埼玉郡	10	8,005.01904		
	企鵝郡	60	26,719.45100		
	高麗郡	18	9,070.13100		
	高入郡	10	2,995.27030		
	榛沢郡	2	656.75500		
	児玉郡	4	872.98160		
	秩父郡	7	1,325.28230		
	那賀郡	3	1,263.89565		
大里郡	8	3,109.73427			
安 房 国	夷郡	31	9,765.13568	67	20,539.79876 (10%)
	平郡	19	5,416.37000		
	安房郡	17	5,358.29308		
上 総 国	羽根郡	15	6,081.14249	96	21,582.26176 (10%)
	准郡	15	3,217.16320		
	望原郡	63	11,238.66333		
	市原郡	3	1,045.29274		
常 陸 国	内波郡	25	9,299.31506	32	13,446.35477 (7%)
	河筑郡	7	4,147.03971		
下 野 国	利根郡	3	447.85383	7	1,323.69772 (1%)
	安蘇郡	4	875.84389		
合 計		547	202,520.66299		(100%)

（注）上野国石高は取調帳記載による。他国石高、村数は集計による

約五万六千石と六万一千八百石と、両者には六千石弱の差があるが、これらの違いはどこからくるのであろうか。まず、「旧高旧領取調帳」と「松山陣屋管轄御領分図」における前橋藩武蔵国所領内の村数の違いについてであるが、各々の史料にある村名を見ると、片

方の史料にのみ記載されている村が存在し捉え違いがあることがわかる。そして、「松山陣屋管轄御領分図」にのみ記載されている村（三十五カ村）については、石高が空白となっている。これは、何らかの理由で石高を書き落としたことも考えられるが、これらの村は、幕府直轄領や旗本領など他の領地ではあるが、文政改革の組合村編成により、実質的に前橋藩（当時は川越藩）領の組合に組み入れられていったものとも考えられるのではないか。

文政改革は、貨幣経済の発展などに伴い農村社会の有り様が変化する江戸後期において、江戸の周辺地である関東全域の農村支配体制を再整備するために行われた行政改革である。具体的には、大組合は領主の異同に関係なく、地理的便宜にしたがって隣接した村々およびそ四十五カ村を目安にして組織し、代表的な村の名主が村場役人として組合村全体の治安維持・風俗取締りを管轄する、農村の行政区画の再編成を行った。文政十年（一八二七）二月、関東全域に対して改革組合村の設定が勘定奉行から命じられたのである。¹⁰⁵

この改革は、領地が複雑に交錯し入り組んだ関東農村に対して、幕府の統一した支配を強化することが目的であるため、幕府直轄領・藩領・三卿領・旗本領・寺社領といった領地の枠組みとは無関係に編成されるものであったが、川越藩においては、藩領単位の組合村編成を老中に願い出て、文政十二年（一八二九）、藩の裁量で組合編成を行える手限組合とされた。この時、川越藩主松平大和守八代斉典は、領内を十組合に分け、各組に頭取名主を任命して、治安取締り・経済統制・触の伝達・訴訟の調停や取次夫役の割当にあたらせ、地方支配を強化した。¹⁰⁶

川越藩の手限組合である改革組合村の編成に関する史料を見出すことが出来ず、詳細は不明であるが、十組合の中に、隣接する他領の村が組み込まれることもあったのではないかと考える。武蔵国の中でも、特に領地が複雑に入り組む川越藩領近隣では、一つの村を複数の領主が支配する相給村が多く、榛沢郡桜沢村や用土村、比企郡下唐子村、毛塚村、古凍村、野本村などが挙げられる。¹⁰⁷このような農村支配が錯綜する地域にあって、こうした相給村や他の領地が、武蔵国の大藩である川越藩の組合村に組み込まれ、共同体的な結び付きが出来たとしても不思議ではないと考えられる。¹⁰⁸

幕末・維新期の前橋藩武蔵国領に戻るが、既述の通り、松山陣屋普請関係の史料「御陣屋御普請土居其外出来形帳」、「松山御陣屋高覚」、「御陣屋御普請野帳」では、陣屋普請について、十の組合村がその石高に応じて人足を提供し、これら十組合の石高の合計は六万一千八百二十二石となっている。この石高と、「旧高旧領取調帳」、「松山陣屋管轄御領分図」に示される前橋藩武蔵国領の石高には、六千石弱の開きがあるが、この違いは、「旧高旧領取調帳」は前橋藩が支配し年貢を徴収する、まさに所領石高を示したものであり、松

山陣屋普請関係の史料に記された石高は、前橋藩（組合編成当初は川越藩）改革組合村に実質的に組み入れられた村々の石高合計であり、「松山陣屋管轄御領分図」には、改革組合村に組み入れられた村名が記されているが、そのうち前橋藩領の村のみに石高が記されたことによるのではないだろうか。

四・松山が陣屋地に決定した時期について

松山に陣屋を置くことが決定した時期を考察するためには、前橋移城に伴う武蔵国領の村替え詳細がいつ決まったのかを知る必要がある。武蔵国のどの村が所領として残るのかわからなければ陣屋地を決定することは困難だからである。『前橋藩松平家記録』によると、文久三年（一八六三）十一月七日に登城した直克は、御用番備前守牧野忠恭から次の書状を受け取っている。

御名

思召有之二付、領分上州前橋江城築立候様被仰出候ニ付而者、前橋城成功

引移候上川越城可被差上候、尤、追而者模様次第、城付之分村替被 仰付候義も可有之候

前橋城再築と移城の内諾と共に、引移りの際川越城を差上ることと、城付地分の村替の可能性が示された。しかし、城付地の川越のある入間郡の町村が上知されたとしても、松山のある比企郡など、その他の武蔵国所領の上知（村替え）の可能性については書状からはわからない。

前橋城再築移城が幕府から正式に許可が下りたのは、同年十二月二十日であるが、『前橋藩松平家記録』御築城別記録の文久三年十二月二七日条によると、この時も所領の上知・代知には触れられていない。

御築城御免状

以上

上野国前橋城、本丸・二丸・三丸・外郭土居堀・并車橋馬出土居堀、東南

両馬出土居堀土居築之堀堀立之事、絵図書付之趣得其意及言上候願之通、

以速々可有普請候、恐々謹言

文久三亥

十二月廿日

板倉周防守勝静（花押）

井上河内守正直（花押）

酒井雅楽頭忠績（花押）

松平御名殿

前橋城再築という一大事業は、藩を挙げて進んでいくが、この間しばらく、武蔵国所領の上知（村替え）について記されたものを見出すことは出来ない。

『前橋藩松平家記録』は、松平家が保存していた膨大な量の藩の記録や行政文書を解説し編集したもので、松平大和守の白河藩時代の元禄十一年（一六九八）から明治の廃藩置県までの貴重な記録であるが、慶応二年（一八六六）五月から九月までの記録が欠けているため、この間の動静を知ることが出来ない。そこで『維新史料稿本』に目を向けると、次の記録を見いだすことが出来た。109

二十四日 川越藩主松平直克大和守書ヲ幕府に呈し居城の轉移ニ關シ川越城高ノ内舊領ノミハ前橋城付ニ於テ替地ヲ賜ヒ其他ノ川越領地ノ内城付にアラザル諸村ノ領ハ之ヲ居置センコトヲ請フ

（川越藩日帳 慶応二年五月二十四日 松平直之所蔵）

川越城付地は前橋城付地に替えるが、城付でない諸村は据置くよう、直克が幕府に願書を提出した記録である。川越領地の内城付でない諸村がどこを指すのか、ここからは読み取ることが出来ない。また、所領の飛地化解消を願ってきた松平大和守がなぜ、このような願い出をしたのか、その意図はわからないのだが、この時点で、武蔵国村替えの全体像は決まっていないことは確かであろう。

この五ヶ月後、本丸本殿の完成が見えてきた同年十月二十七日、老中井上河内守より直克宛に、前橋城再築完成の折、川越城差上、武蔵・安房・上総国領の村替を行うことが命ぜられている。『前橋藩松平家記録』慶応二年十月二十九日条には次の通り記されている。

上州前橋江、城築立候様被 仰出候節、成功之上川越城差上候様被 仰出候処、前橋城追々成功之趣ニ付、此節川越城差上候様被 仰出候、依之武蔵・安房・上総国領分村替被 仰付之

この時、川越城を松平周防守に引渡すことも命ぜられている。この史料からは上知される村名はわからない。

これを受けて直克は同年十一月五日、前橋帰城に伴う村替えについて再度、幕府に願書を提出し、「川越城附御上地之分、前橋城附ニ御振替被成下、且又、御由緒有之御加増地、并川越表ニ関係不仕、房総分領之分者、兼而御沙汰之趣も御座候通、旧来之俣御据置不被成下候而ハ、一藩失望悲歎ニ迫、実々以進退自縛仕候情態ニ押及候、此段厚 御憐察被成下度奉存候」と、上総・安房の所領据置きを嘆願した。^{二〇}同年十一月九日、直克の内願は受け入れられている。^{二一}上総・安房の所領を据置かどうかは、村替えの全体像に影響するため、武蔵国の村替え詳細について、これ以前に決めることは物理的に困難であつたと考える。

慶応三年一月二十一日、前橋城の築城がほぼ完成した旨を幕府に届け、同年三月十三日、井上河内守から上知・代知が次の通り命ぜられた。

上知…武蔵国入間郡之内高五二〇四九石余

代知…上野国群馬郡、新田郡、邑楽郡、勢多郡、山田郡、那波郡、安房国安房郡、朝夷郡、上総国市原郡、周准郡、天羽郡、望陀郡、下野国安蘇郡、常陸国筑波郡之内、込高共五七四九一石余 112

約東通り上総・安房の領地は据置かれているのだが、幕末明治直前の前橋藩領の分布と安政七年の所領分布を比較すると、川越城付地分が前橋城付に移動したというよりも、上野国内、安房、上総、下野、常陸にわたった代知となっており、むしろ所領の分散は進んでいる。(表2・表3参照) ^{二二}上総国の所領が約一万五千石増えているが、この時、直克は、内海二・五の台場守備を免ぜられ、上総国富津の台場守衛を命ぜられている。

以上のように前橋帰城に伴う村替えに関する史料を追っていくと、村替えの全体像が確定したのは、直克が房総所領の据置きを内願した慶応二年(一八六六)十一月五日以降と考えられる。第一章で述べた通り、慶応三年(一八六七)二月には、前橋の藩士たちが松山に次々と到着していることを考えると、松山が陣屋地に決定したのは、早くも慶応二年(一八六六)十一月、遅くて翌慶応三年(一八六七)一月の間であつたと考えられる。

沿岸警備で重要な役割を担ってきた川越藩松平大和守は、これまでも、警備の編成が変わる度に領地替えが行われており、武蔵国の領地は頻繁に変動している。文化八年(一八一八)、相模海岸警備免除(文化七年二月)に伴う相模の代知として大里・比企に一万五千

石、文政四年、再びの相模海岸警備の命（文政三年）による埼玉郡・葛飾郡一万五千石の上知、天保十四年、海岸警備のため武蔵国六郡と上野国二万七千石余の上知と相模国と武蔵国久良岐・比企郡に代知、弘化四年、海岸警備の編成替えに伴い相模国一万四千七百石余が相模国と武蔵国秩父・多摩郡に領地替え、といった具合である。海岸警備に伴う領地替え以外にも、川越藩松平大和守は、山形藩主秋元氏との領地交換や、庄内転封中止代償としての二万石加増など、武蔵国内で頻繁な領地替えが行われている。武蔵国は江戸と隣接し、幕府直轄領が多く政策的に領地を移動する際、幕府としても利用しやすい地域であり、所領の異動も幕政の展開にかなり影響される。¹¹⁴ また、川越藩松平大和守は、こうした地理的特徴を有する武蔵国に領地を持つ譜代大名の典型ともいえよう。

いずれにしても、度重なる村替えを経験してきた松平大和守にとつても、前橋帰城に伴う村替えは大規模なものであった。にもかかわらず、その概要が決定し、武蔵国に六万石の飛地が残されることが確定したのは、藩主直克の前橋帰城の少し前であったといえる。

五・松山が陣屋地に選ばれた理由について

前述の通り、武蔵国に残される飛地領の詳細について確定してからわずかの期間で、松山に陣屋を置くことが決まったわけであるが、数ある町村の中で、なぜ、松山が選ばれたのであろうか。その決定過程や選定理由を裏付ける史料がないため、あくまでも推測ではあるが、最大の決め手は交通の便であったと考える。川越藩時代に開設した前橋と川越を結ぶ公用路は、それまで熊谷・桶川・川越だったのが、文化十四年（一八一七）、熊谷から松山を通って川越に入る道に変更されている。¹¹⁵ 松山であれば、本城と行き来する公用路が確保されているのである。また、陣屋地となった松山町松葉町の近くには、江戸と熊谷を結ぶ中山道の脇道（本町通り）が通っており、さらには、秩父道、日光道が通っており飛地管理にも便利であったと思われる。¹¹⁶ その他に松山が陣屋地に選ばれた理由として、飛地状態の中でも比企郡に比較的所領が集中していること、地理的に武蔵国の飛地領のほぼ中心に位置すること、戸数四百余戸・人口千六百余人と比較的大きく一応町を形成していること¹¹⁷などが考えられる。

わずか短期間のうちに用地を選定・確保するにあたっては、松山の役人など地元民の協力が不可欠であったと考える。慶応三年（一八六七）八月、前橋藩は、前橋城の築城および松山陣屋建設に功労のあった松山町民三十七人の褒賞を行っている。その中で興味深いのは、松山町組頭の長兵衛に対して「御陣屋御取建二付、場所見立之儀深心配出精相勤」と、陣屋用地の場所見立てに尽力していることを褒賞理由にあげていることである。他の

三十六人に対しては見受けられない内容である。¹¹⁸松山の陣屋用地の確保だけでなく選定にも地元民の協力があつたことを想起させる。

六・陣屋建設に領民の協力が得られた背景について

陣屋の建設決定から開設までに要した期間は、わずか半年余である。松山陣屋の開設がこのように円滑に進んだ背景には、前年に起きた武州一揆の経験があつたと考える。慶応二年（一八六六）六月十三日、武蔵国入間郡名栗村からおこり、一週間ほどの間に武蔵国の西半分と上野国の一部を席卷した武州一揆は、この時期全国各地に起きた世直し一揆の一つであるが、一揆の要求事項は、物価や米価の引下げ、質に入れた物品・質地と借用証文の返還、米や金の施しなどであつた。¹¹⁹特に、米価の引下げを要求しているのには、川越藩が行つた「窮民御救安米仕法」への領民の不満が噴出したことが影響しており、川越藩の施策が武州一揆を引き起こした一因であつたことが指摘されている。¹²⁰また、武州一揆の特徴は、一揆の対象が、自分たちが直接関わりを持つ地主、質屋、穀屋だけでなく、世直しという発想から、一揆の行く先々の町村の地主、質屋、穀屋に要求を突きつけ、それを拒んだ者の家宅を打ち壊したことにある。

『新編埼玉県史』によると、松山に一揆が押し寄せたのは、慶応二年（一八六六）六月十五日のことである。一揆勢は入間川町（狭山市）から二手に分かれ、川越南、坂戸宿を打ち壊し、正代・野本・柏崎・今泉村（すべて東松山市）の各村を打ち壊し、松山町で合流した。町の米問屋・呉服屋・油問屋・座頭金貸など十八軒を打ち壊し、一手は熊谷宿方面を目指し、もう一手は松山に残留し、松山町に夜食の炊き出しを命じた。¹²¹十六日、金屋・石橋・葛袋・唐子・神戸村（すべて東松山市）の各村を打ち壊しながら、幾手かに分裂しながら川島領に進出したという。¹²²翌十七日、川島領で川越藩により散乱させられた残党は、その後も東松山市域を打ち壊してまわつた。この頃一揆勢は「数万人」を数えたといわれ、十九日に一揆は鎮圧された。

川越藩では武州一揆の経験を踏まえ、慶応二年（一八六六）八月、農兵制の令を下したが、これが長州征伐にかり出されるとの噂が広まり、農民の反対により頓挫したことは、第二章で述べた通りである。武州一揆の後も、川越藩領と周辺の地域では世直し一揆の再発の恐れが消えた訳ではなく不穏な情勢は続いていた。武州一揆は、幕末に各地で起きた世直し一揆の性格を持つものであり、幕府や領主といった支配者と結びつく階層が一揆の対象となつたことを踏まえれば、松山町において、これまで領主側の立場に立ち、徴税や取締りなど領主に協力してきた村役人や御用商人、上層農民たちは、再び自分たちが襲わ

れるかもしれないという恐怖を感じていたであろう。彼らにとっては、銃隊や砲台など軍事機能を整備した陣屋が置かれることは望むべきことであり、村人達の人足提供を統率し、土地や金銭といった私財を提供してでも、陣屋による防禦に期待をかけたと考ええる。

また、商人にとっては、陣屋付藩士二百五十八名とその家族が居を構え、人々の往来も増える陣屋開設は、歓迎すべきことであつたのは言うまでもない。

第二節 陣屋開設から廃止まで

一、開設後の陣屋の動き

慶応三年（一八六七）八月に開設された松山陣屋は、その時代情勢を反映するがごとく周囲に掘をめぐらし、砲台や銃隊など軍事機能を備えた陣屋である。幕末にして最大規模のこの陣屋がどのように機能したのか、残念ながら手がかりとなる史料が乏しい。前述の通り、『前橋藩松平家記録』は、松平大和守の動静を知ることが出来る貴重な記録であるが、慶応三年（一八六八）十二月から翌四年八月までの記録が欠けている。また、同史料には、そもそも松山陣屋に関する記録がほとんど見受けられず、慶応三年（一八六八）八月の陣屋開設についての記述もないほどである。東松山市立図書館が、同記録の元の文書の中から松山陣屋に関係ありそうなものを写し取ったものが「松山陣屋資料」であるが、やはり慶応三年（一八六八）から明治元年（一八六九）までの記録はほとんどなく、大半が明治四年（一八七二）以降のものである。

このように史料の乏しい中ではあるが、慶応四年（一八六九）三月二十三日に松山陣屋が近在各村に宛てた達書からは、幕末動乱期の堂々たる松山陣屋の動きを見て取ることが出来る。「近頃、悪者頭を取、良民を却し、又は欺き誘引入、多人数徒党を結び、民家を打毀し或は放火致、乱妨之所業あれ是ニ有之由、既ニ上州辺其他埼玉郡中ニも儘有之、無罪之村民難義ニおよび候段、歎ケ敷事ニ有之候」で始まるこの達書は、こうした暴徒に対して、その出方次第では兵力を持つて鎮撫すべしという官軍の意向を説明した上で、「御領中之百姓は勿論最寄御他領逆も御見捨は不被成候間」「注進次第御人数可被差出候」と、陣屋領中は勿論のこと他領も見捨てずに兵力を出すと伝えている。達書は次のように締めくくっている。122

此度之御達ニ付而は、手之及候尤は自他之無差別廻村鎮撫致候ニ付、最寄御他領迄も厚く申合、手筈方取極置候様可致候

右之趣村々役人共上ニ而申合、精々致、小前壺人別不洩落厚可申聞置候、以上

松山

辰三月廿三日

御陣屋

郡代所

この達書に先立つ三月中旬、東山道総督府から上野・武蔵国両国の藩主らに対し、両国内の旧幕府直轄領と旗本領の悪徒鎮撫取締を命じる達書が宛てられている。¹²⁵松山陣屋の動きは、官軍の意向に従ったものと理解できる。藩主直克が京都に向けて出発したのが同年二月十日、京都に着いたのが三月二十九日、新政府に対する誓約を行ったのが閏四月十日である。¹²⁶直克が上京する前に、藩として新政府に従う方針を既に決めていたことが推察される。

大政奉還、戊辰戦争、新政府誕生という一大事が次々と起き、これまでの支配体制が崩れ幕藩権力が消滅していく混乱の中、武蔵国もまた、不穏な情勢下に置かれていた。幕府は、上野・武蔵国の幕府直轄領と旗本領を統治するために岩鼻（高崎市）に代官所を置いており、武蔵国の北西部三百余の村々を管轄していた。前橋藩領の飛地が散在する地域である。慶応四年（一八六九）一月十五日、岩鼻代官所が村々に対し銃隊取立を命じたところ、これに反対する農民の不満が強く、ついに農民の反対運動が起きた。また、寄居村組合では、寄場役人の不正追及と退役に発展した。地域の治安維持のために幕府が設置した羽生陣屋は同年二月に完成するも、翌三月には放火され、岩鼻代官所もついに崩壊した。統治者を失った幕府直轄領と旗本領においては、村役人罷免、質騒動、打ち壊しが各地で行われ、榛沢郡黒田村（深谷市）では、領主の旗本神谷勝十郎が、蜂起した農民に被害される事件も起きた。¹²⁵

こうした不穏な情勢の折、「松山陣屋郡代役所よりの達」を受けた村の役人たちは、松山陣屋の存在をありがたく感じ、頼りにしたことは想像に難くない。幕府は大規模な一揆から村々を守る役割を改革組合村に期待し、前橋藩近隣の組合村は連帯責任を強めるよう求められていた中のことである。慶応四年（一八六九）四月十一日、高坂組合の中の前橋藩領以外の八カ村の名主らは連名で、松山陣屋役所宛に嘆願書を出している。先の松山陣屋からの達書がありがたく承った事、また、非常の際には陣屋に注進するので見捨てずに悪徒を鎮圧するよう嘆願している。¹²⁶

二・藩主直克の陣屋滞在

東松山市の石井家所蔵の文書「諸用控」によると、藩主直克は、慶応四年（一八六九）五月一日と十一・十二・十三日の四晩、松山陣屋に宿泊している。五月一日は、前橋から江戸へ向かう途中に立ち寄り、五月十一日は、江戸から白子宿泊を経て、再び松山に立ち寄っている。十二日には、藩主直克臨場のもと、箭弓原で軍事訓練を行っている。¹²⁷松山陣屋に藩主直克が立ち寄った記録は他には見当たらない。

三・松山陣屋の廃止

明治二年（一八七〇）六月十八日、前橋藩は版籍奉還し、松平大和守第十一代藩主直克は前橋藩知事となり、松山陣屋は前橋藩松山支庁となる。陣屋という名称は使用しないが、前橋藩の役所としては機能し続ける。明治四年（一八七二）七月十四日、廃藩置県により前橋藩は前橋県となり松山支庁は前橋県出張所と改められる。翌十五日付で、前橋県東京出張所より武州松山前橋県出張所宛に廃藩置県が通達された記録はあるが、¹²⁸その時の松山の状況がわかる史料を見いだすことは出来ない。同年十月一日前橋県から群馬県となり、翌十一月、現在の埼玉領域が入間県となり、現在の群馬領域は群馬県のままとなる。「松山陣屋資料」の記録は明治五年四月初旬で終わっていることから、¹²⁹松山陣屋は元前橋県松山出張所として、群馬県から入間県への引き継ぎが終了したところで役所としての役割を終えたものと考えられる。

終わりに

平成二十四年、東松山市松葉町一丁目に事務所を置かせて頂くことになった時、家主の高島敏明先生から古い図面を見せて頂いた。松山陣屋の配置図である。現在の地図に重ね合わせると、当方の事務所は、陣屋の表馬場だったことがわかった。事務所の少し東側にある武蔵野銀行東松山支店は広小路、西側にある八幡神社は鉄砲場であった。そして陣屋の役所建物があつた場所は、今では東松山市役所になっている。幕末・維新の激動期に、自らの足下の地で起きたことを知りたいとの思いから本稿を綴らせて頂いた。

松山陣屋の研究を進めてみて、あらためて実感したことは、記録を残し、保存し、そして後世に受け継いでいくことの大切さである。大名の居城である城郭と異なり陣屋の場合は、全国的にみても明治維新後に取り壊されているものが多く、保存や復元はもとより、歴史的検証や顕彰がなされていない場合が多い。松山陣屋もまた、陣屋の形跡は保存も復元もされていないのだが、地元の旧家や寺社には様々な文書類が残され、そして保存されている。こうした史料を探し出し、読み取る作業を地元の方々が丹念に行い顕彰したことによって、松山陣屋については幸いにして、現代を生きる私たちも知ることが出来、そして後世へと受け継ぐことが出来る。こうした郷土を思う比企・松山の方々の功績がなければ、筆者も本稿を書き終えることが出来なかつたはずである。

惜しむらくは、陣屋開設後の史料が乏しいことである。東松山市図書館が所蔵する「松山陣屋資料」は、『前橋藩松平家記録』から松山陣屋に関係する所を写し取ったものであるが、慶応三年（一八六七）から明治元年（一八六八）にかけての記録がほとんど無いという。記録が残せないほどの混乱状態だったともいえよう。ある程度落ち着いた明治四年（一八七〇）の記録にふと目が止まった。前橋県が廃止され、現在の埼玉県域が入間県になることが決まった翌日十月二十九日、入間県幹部職員の仕事・出身県・氏名を記録しているのだが、山口県が五人、福井県が四人で、下の方に川越藩士が4人入っているだけなのだ。時代の変化や時々の情勢の影響で支配者が変化し続けた、これも武蔵国の歴史の一遍なのであろう。

あらためて、陣屋のあつた地、松葉町一丁目を歩いてみた。当時から残っているものは、内陣屋の長屋一軒と、裏門近くの椋の大木だけである。ただ、もう一つ残っているものがあった。家老屋敷北側の道は、当時から変わらずに少し左に曲がりまた右に曲がっている。今ではアスファルトとなったこの道にしばし立ち止まり、幕末・維新を逞しく生き延びた

先人達に思いを寄せた。

本稿を記すにあたり、ご指導頂いた鍋本由徳教授に心より感謝申し上げます。また、数々の貴重な史料をご提供頂いた高島敏明先生に敬意を表しますとともに、あらためて御礼申し上げます。

註

- 1 松山陣屋研究会編『前橋藩 松山陣屋』(松山陣屋研究会 一九七九年)
- 2 『前橋藩松平家記録』(前橋市図書館編 二〇〇七年)「御築城別記録」慶応三年一月二十八日条、『前橋市史』(前橋市 一九七三年)第2巻 一一七五頁、『東松山市の歴史』(東松山市 一九八五年)中巻 六六六頁
- 3 『新編埼玉県史』(埼玉県 一九八九年)通史編4 一一五五頁
- 4 『前橋藩松平家記録』第二十九巻 五頁、『前橋市史』第2巻 六〇四頁、『同前』第3巻 九四頁
- 5 『松山陣営』(『東松山市史』資料編第一巻) 四九一頁 史料番号四六六
- 6 注12と同じ
- 7 注12と同じ
- 8 「松山町御陣屋出来ニ付御家中様方当村御貸宅被仰付候諸賄入用控」慶応三年二月(『同前書』)四九三頁 史料番号四六七
- 9 「御陣屋出来に付御掛り御役人へ御諸差上控帳」慶応三年三月(『前橋藩 松山陣屋』)二九頁
- 10 『前橋市史』第二巻 一三二九頁
- 11 『前橋藩松平家記録』第三六巻 慶応三年八月二日条 一七一頁
- 12 「前橋藩陣屋付士族旧禄改正高記帳の書写」(『前橋藩 松山陣屋』)四五頁
- 13 「御陣屋御取建に付御用地被仰付町役人持畑の分相除小前持畑の分へ当町商人より出金余荷割渡請印帳」慶応三年十一月(『東松山市の歴史』中巻)六八三頁
- 14 『同前書』六八三頁
- 15 『前橋藩 松山陣屋』三九頁
- 16 中島昭次「前橋藩松山陣屋の辿った道」(松平大和守家研究会編『松平大和守家の研究 究結城家八百年の歴史を引き継いで』二〇〇四年)一一六頁
- 17 「武蔵国比企郡松山町明細帳」明治三年九月(『同前』)一一六頁
- 18 「御陣屋御取建に付御用地余荷出金名前帳の写」慶応三年十一月(『東松山市の歴史』中巻)六八二頁
- 19 注20と同じ
- 20 「御陣屋御普請土方其外心得書」慶応三年二月(『同前書』)四九五頁 史料番号四七一
- 21 「陣屋普請人足の守るべき箇条」慶応三年三月(『同前書』)四九六頁 史料番号四七二
- 22 「御陣屋御普請土居其外出来形帳」慶応三年四月(『同前書』)四九七頁 史料番号四七三
- 23 藤野保『近世国家解体過程の研究』前編(吉川弘文館 二〇〇六年)一七三頁
- 24 『東松山市の歴史』中巻 六六二〜六六四頁
- 25 「土居繩張図、陣屋出来形図、正面杭打渡図」(『前橋藩 松山陣屋』)四二頁
- 26 注30と同じ
- 27 『同前書』六七五頁
- 28 注30と同じ

- 29 注12と同じ。普請に要した日数については、他の普請関係史料とも一致している。
- 30 『東松山市史編さん調査報告書第2集 町場の民俗』（東松山市 一九七九年）二頁
- 31 『東松山市の歴史』中巻 六六七頁
- 32 「御陣屋御取建二付町役人一同御称美頂戴仕候御請書御届書之控」慶応三年八月
（『東松山市史』資料編第一巻 五二二頁 史料番号四七六）
- 33 注12と同じ
- 34 『前橋藩松平家記録』第四十巻 九頁、『前橋市史』第二巻 五六〇頁
- 35 『前橋市史』第二巻 五八二頁
- 36 『前橋藩松平家記録』第四十巻 二八頁
- 37 『同前』第一巻 寛延三年四月十三日条
- 38 『前橋市史』第二巻 五九八頁
- 39 『同前書』六〇八頁
- 40 『同前書』六二八頁
- 41 『同前書』六三〇頁
- 42 藤野前掲『近世国家解体過程の研究』一七二頁表
- 43 『新編埼玉県史』通史編4 二五九頁
- 44 『同前書』二六〇頁
- 45 『同前書』七一頁
- 46 『前橋市史』第二巻 五七五頁
- 47 庄内転封中止については、『同前書』第三章九 一〇〇六〜一〇三三頁、『新編埼玉県史』通史編四 第一章第四節 二七〇〜二七四頁参照
- 48 『前橋市史』第二巻 六四一頁
- 49 『前橋藩松平家記録』第二十八巻 六頁
- 50 『華族家系大成』（社団法人霞会館華族資料調査委員会編纂 二〇〇八年）下巻 松平直康の項 六一五頁
- 51 『前橋藩松平家記録』第二十八巻 文久二年閏八月二十日条
- 52 『同前書』 文久二年十一月二十二日条
- 53 『前橋市史』第二巻 一三〇七頁
- 54 『新編埼玉県史』通史編4 七九七頁
- 55 「農兵取立て願」（鴻巣市坂巻家文書）慶応二年十二月（『同前書』）七九八頁。鴻巣市は川越藩領ではない。
- 56 『東松山市の歴史』中巻 六六二頁
- 57 『前橋市史』第二巻 七七〇頁
- 58 『同前書』一一二〇頁
- 59 『前橋藩松平家記録』第四十巻 一九二頁、『松山陣屋資料解説書―現代文資料集』（東松山市立図書館編 二〇一二年）七頁
- 60 『埼玉県史料叢書』（埼玉県教育委員会編 二〇〇八年）6（上）入間・熊谷県史料 一一三頁、P13、『前橋市史』第二巻 一一二七頁、山田武磨他編『上州の諸藩』下（上毛新聞社 一九八二年）前橋藩四九頁など
- 61 『前橋市史』第二巻 一一二七頁 P127
- 62 『前橋藩松平家記録』第二十二巻 天保九年八月二十七日条
- 63 『埼玉県史料叢書』6（上）入間・熊谷県史料 一三頁
- 64 『新編埼玉県史』通史編4 七一一頁
- 65 『前橋市史』第二巻 一一三四頁
- 66 注72と同じ
- 67 山田前掲『上州の諸藩』五〇頁 条
- 68 『前橋藩松平家記録』第三十一巻 元治元年十一月二十二日条
- 69 『前橋市史』第二巻 一一三七頁

- 70 『維新史料綱要』（東京大学史料編纂所 維新史料綱要データベース）第四卷 五二九の綱文 文久三年八月十一日の綱文
- 71 山田前掲『上州の諸藩』 五一頁
- 72 『維新史料綱要』第五卷 四五頁 文久三年十二月九日の綱文
- 73 渋沢栄一編『昔夢会筆記 徳川慶喜公回想談』（大久保利謙校訂 平凡社 一九六六年）「松平直克の政事総裁職に任せられしこと」三〇五頁
- 74 『前橋市史』第二卷 一二一六頁。川越藩は、この時の供奉のみで五万千六百両余の借財という犠牲を払った。
- 75 『維新史料綱要』五卷 二九二頁 元治元年六月三日の綱文
- 76 『維新史料綱要』五卷 三二二頁 元治元年六月二十二日の綱文
- 77 『前橋市史』第二卷 一二二二頁、山田前掲『上州の諸藩』五一頁
- 78 松平慶永『戊辰日記』（岩崎英重編 日本史籍協会 大正十四年 国立国会図書館デジタルコレクション）九一頁
- 79 『同前書』九六―九八頁
- 80 『維新史料綱要』八卷 一六三頁 慶応四年二月五日の綱文
- 81 『同前書』一九九頁 慶応四年二月十二日の綱文
- 82 藤野保『江戸幕府崩壊論』（塙書房 二〇〇六年） 二二六頁、山田前掲『上州の諸藩』五二頁など
- 83 『三百藩藩主人名事典』（藩主人名事典編纂委員会 新人物往来社 一九八六年）松平直克 二七四頁
- 84 『前橋藩松平家記録』第四十卷 一九二頁
- 85 『新編埼玉県史』通史編4 八・三一・三二頁
- 86 藤野前掲『近世国家解体過程の研究』一六六頁
- 87 『新編埼玉県史』通史編4 二六頁
- 88 藤野前掲『近世国家解体過程の研究』一六三頁
- 89 『東松山市史』資料編第五卷 民俗編 二頁
- 90 『東松山市の歴史』中巻 三二二頁
- 91 『東松山市史』資料編第三卷 五六六頁、『同前』資料編第五卷 三頁
- 92 『前橋市史』第二卷 六三五頁 第一〇一函 武蔵国所領図（文政期）参照
- 93 『同前書』六二八頁
- 94 『同前書』六三〇頁
- 95 『新編埼玉県史』通史編4 三七頁
- 96 『前橋市史』第二卷 六三八頁
- 97 『同前書』六四〇頁
- 98 『同前書』六四一頁
- 99 『新編埼玉県史』通史編4 三八頁
- 100 『同前書』六四二頁
- 101 木村礎校訂「旧領旧高取調帳」（『日本史料選書』3 近藤出版社 一九六九年）を元に『前橋市史』がまとめたものが表1。
- 102 「松山御陣屋付御領分図」慶応四年三月（『前橋藩 松山陣屋』 一九七九年）五九―六二頁
- 103 「御陣屋御普請土居其外出来形帳」慶応三年四月（『東松山市史』資料編第一卷）四九七頁 史料番号四七三
- 104 『同前書』五二〇頁
- 105 『新編埼玉県史』通史編4 六六六頁
- 106 藤野前掲『近世国家解体過程の研究』一七三頁
- 107 『新編埼玉県史』通史編4 二四六頁、『東松山市の歴史』中巻 二二二頁
- 108 藤野前掲『近世国家解体過程の研究』二四七頁
- 109 『維新史料綱要』六卷 四五八頁（川越藩日帳 松平直之所蔵 慶応二年五月二十

(四日)

- 110 『前橋藩松平家記録』第三十六卷 慶応二年十一月十四日条
111 注110と同じ
112 『前橋市史』第二卷前橋市史 六四七頁
113 『同前書』六四二―六五一頁。表1…幕末明治直前の前橋藩領の記載の他、近江国十四村も所領となっている。(藤野前掲『近世国家解体過程の研究』一一七頁)
114 『新編埼玉県史』通史編4 四四―四五頁
115 『東松山市史編さん調査報告書第二十二集 町場の民俗』一〇頁
116 『東松山市の歴史』中巻 一三八頁
117 『東松山市史』資料編第五卷 民俗篇 三頁
118 「御陣屋取建二付町役人一同御称美頂戴仕候御請書御届書之控」慶応三年八月(『同前』資料編第一卷) 五二二―五二五頁 史料番号四七六
119 『東松山市の歴史』中巻 六四八―六四九頁
120 『前橋藩松平家記録』第四十巻 一八〇頁
121 『新編埼玉県史』通史編4 八三五―八三六頁
122 「松山陣屋郡代役所よりの達」慶応四年三月(『東松山市史』資料編第一巻) 五三五―五三九頁 史料番号四九〇
123 『東松山市の歴史』中巻 六九四―六九六頁
124 『前橋市史』第二巻 一二六〇頁、中島明「明治維新と前橋藩 藩主松平直克の苦悩の決断」(『群馬文化』二五七号 群馬県地域文化研究協議会 一九九九年) 四頁
125 『新編埼玉県史』通史編4 846―864頁
126 「前橋様御陣屋松山御役所江奉差上候乍恐御愁訴願上候写」慶応四年四月(『東松山市史』資料編第一巻) 五三六―五三九頁 史料番号四九一
127 「前橋藩主陣屋逗留に関する記録」慶応四年(『同前書』) 五二六頁 史料番号四七八
128 「前橋県東京出張所より廃藩置県の達」明治四年七月十五日 前橋市立図書館所蔵(中島前掲「前橋藩松山陣屋の辿った道」『松平大和守家の研究』一三九―一四〇頁)
129 『松山陣屋資料解説書』一頁